

平成期河川立法・行政・司法の回顧（2・完）

七戸, 克彦
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/2800499>

出版情報 : 法政研究. 86 (4), pp.161-224, 2020-03-13. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

平成期河川立法・行政・司法の回顧（2・完）

七 戸 克 彦

- I 序論——昭和期以前の河川に関する施策
 - 1 戦前
 - 2 昭和 20～30 年代
 - 3 昭和 40～60 年代
- II 平成期の河川立法・河川行政
 - 1 治水・利水・環境問題
 - 2 平成 9 年河川法改正
 - 3 平成 26 年水循環基本法 ……………以上 86 巻 2 号
- III 平成期の河川判例
 - 1 河川の使用と規制
 - 2 河川管理の瑕疵
 - 3 河川事業
- IV 結語——令和期の河川に関する施策
 - 1 対象論のゆくえ
 - 2 方法論のゆくえ ……………以上本号

Ⅲ 平成期の河川判例

判例に現れた河川関係の紛争事例は、以下の3つに大別することができる。

1 その1は、河川管理者の行う使用許可・規制措置（河川法23条以下）や監督処分（河川法75条以下）に対する個別的な不服申立事例であるが、平成期に特徴的な事例としては、発電用水の不正取水問題（後記1（1）（b））と、プレジャーボートやヨットの係留問題（後記1（2）（a））を挙げることができる。

2 その2は、河川管理の瑕疵を理由とする損害賠償事例で、その典型は河川への転落・溺死事故と、水害訴訟である。転落・溺死事故のうち、幼児・児童の事故に関しては、認容事例も少なくないが、自動車の転落事故に関しては、保険金請求と関連して、問題は少々複雑な様相を呈する（後記2（1））。一方、水害訴訟に関しては、昭和59年1月26日大東水害訴訟最高裁判決以降「冬の時代」へと入った判例の立場は、平成期を通じて維持された（後記2（2））。

3 その3は、ダム建設や堤防整備といった河川事業そのものに疑義が唱えられる事例であるが、民事訴訟において、原告側が主張する保護法益には、住宅・農地・森林等の所有権や漁業権のほか、人格権、環境権などがある（後記3（1））。一方、行政訴訟に関しては、住民訴訟（後記3（4））のほか、平成期には新たに自然の権利訴訟が登場した（後記3（3））。

なお、河川に関する紛争事例は、河川法の適用河川（1級河川・2級河川）・準用河川にとどまらず、法定外公物である普通河川についても多く存在する。また、水害訴訟のうち、外水被害は、河川法のほか砂防法・森林法によって対処する問題であり、内水被害は、主として下水道整備に関わる問題である。一方、河川の水量ならびに水質をめぐる紛争は、森林・農地の水源涵養能力の保全や、河川流域での種々の開発行為の許可の問題と密接に結びついている。さらに、河川の水量・水質の問題は、河口付近の海域の漁業や環境にも影響を及ぼす。

そこで、河川法の規定が問題となった事案にとどまらず、およそ河川に直接・間接に関係する平成期の判例を広く拾い上げれば、〈表6〉のようになる。

〔表 6〕 平成期の河川判例一覧

	裁判年月日・出典	請求内容・裁判結果等
【1】	千葉地松戸支判平成1・1・20判例地方自治68号67頁	普通河川（下水道・柏市）の溢水による床下浸水被害に対する国賠2条請求（棄却） 〔判批〕古崎慶長・判例地方自治68号（平成2年）67頁
【2】	大津地判平成1・3・8判時1307号24頁・判タ697号56頁・訟月35巻8号1450頁・判例地方自治60号32頁	琵琶湖総合開発計画工事差止等請求事件（一部棄却・一部却下） 〔判批〕山村恒年・ジュリ942号（平成元年）78頁、北原宗律・判例地方自治66号（平成2年）55頁、淡路剛久『公害・環境判例百選』（別ジュリ126号、平成6年）84頁、淡路剛久『環境法判例百選』（別ジュリ171号、平成16年）70頁、淡路剛久『環境法判例百選（第2版）』（別ジュリ206号、平成23年）68頁、阿波連正一『環境法判例百選（第3版）』（別ジュリ240号、平成30年）44頁
【3】	東京地決平成1・3・9判例地方自治60号65頁	築地川（2級河川・東京都）ヨットハーバー収去代執行停止申立（却下）
【4】	浦和地判平成1・4・26判時1343号103頁・判タ716号73頁・判例地方自治73号77頁	毛長川（1級河川・埼玉県管理）幼児転落死亡事故訴訟（一部認容）
【5】	最（3小）判平成1・7・4判時1336号86頁・判タ717号84頁・金判836号42頁・判例地方自治67号93頁・訟月36巻1号137頁（横川川予防的無名抗告訴訟事件）	横川川（2級河川新莊川水系・高知県）河川区域でないことの確認請求（上告棄却） 〔判批〕増井和男・ジュリ953号（平成2年）84頁、川上宏二郎・民商102巻1号（平成2年）114頁、川上宏二郎『平成元年度重要判例解説』（ジュリ957号、平成2年）46頁、藤原淳一郎・法セ429号（平成2年）128頁、高橋滋・法教134号（平成3年）30頁
【6】	大阪高判平成1・7・28判時1331号70頁・判タ709号151頁・判例地方自治65号87頁	天野川（1級河川・大阪府）男児堤防のり面崩落死亡事故訴訟（原判決変更・棄却） 〔判批〕白井皓喜＝橋詰庄治・判例地方自治71号（平成2年）7頁、藤村和夫・判例地方自治79号（平成3年）92頁
【7】	水戸地判平成1・8・29判タ719号137頁	西谷田川（1級河川・茨城県）土地改良事業換地工区変更一時利用地指定処分取消請求（棄却）
【8】	大阪高決平成1・10・23判時1373号51頁・判タ718号208頁	円山川・出石川（1級河川円山川水系・兵庫県）砂利採取不認可処分取消訴訟における文書提出命令一部認容決定に対する抗告事件（原判決破棄自判） 〔判批〕福永政彦『平成2年度主裁判解』（判タ762号、平成3年）260頁
【9】	高松高判平成1・11・30判タ731号233頁	吉野川（1級河川・徳島県）河川敷地等土地所有権確認請求（控訴棄却）
【10】	東京高判平成2・1・25金判845号19頁	白子川（1級河川・東京都練馬区）拡幅計画により建築規制を受けたマンション建設用地の買主の売主宅建業者に対する手付金返還請求（原判決変更）
【11】	名古屋高判平成2・2・20判時1346号58頁・訟月37巻2号341頁	長良川（1級河川・岐阜県）安八・墨俣水害（破堤型）訴訟（控訴棄却）
【12】	福岡地飯塚支判平成2・4・18判例地方自治76号66頁	庄内川（1級河川・福岡県）井堰幼児転落死亡事故訴訟（棄却）

【13】	名古屋高判平成2・4・25訟月36巻8号1474頁・判例地方自治78号94頁	長良川（1級河川・愛知県）輪中堤権利細目公告・権利取用裁決取消請求（控訴棄却）
【14】	富山地決平成2・6・5訟月37巻1号1頁	神通川（1級河川・富山県）の河川区域内の土石の採取に対し、河川法75条に基づく原状回復義務等の履行請求権を被保全権利とする断行の仮処分申請（認容） 〔判批〕金子良隆・民事研修411号（平成3年）32頁
【15】	東京高判平成2・6・13高民時報41巻5～8号37頁・判時1357号79頁	平作川（2級河川・横須賀市）への下水放流口改修に関する河川法26条許可手続の放置等に関する損害賠償請求（控訴棄却） 〔判批〕田村泰俊・判評387号（判時1376号、平成3年）173頁
【16】	最（1小）判平成2・12・13民集44巻9号1186頁（多摩川水害訴訟）	多摩川（1級河川・東京都）水害に対する国賠2条請求（破棄差戻し） 〔判批〕法律のひろば44巻3号（平成3年）4頁「特集・多摩川水害訴訟最高裁判決」、法時63巻4号（平成3年）6頁「特集・多摩川水害訴訟最高裁判決」、植木哲・判評385号（判時1373号、平成3年）2頁、国井和郎・ジュリ976号（平成3年）84頁、浦川道太郎・法セ436号（平成3年）16頁、藤原淳一郎・法セ436号（平成3年）128頁、宇賀克也・法教127号（平成3年）74頁、橋本博之・法教134号（平成3年）22頁、富越和厚・ジュリ979号（平成3年）64頁、原田尚彦『平成2年度重判』（ジュリ臨増980号、平成3年）41頁、長尾英彦・中京法学25巻4号（平成3年）36頁、田中館照橋・法令解説資料総覧108号（平成3年）100頁、富越和厚『最判解民（平成2年度）』（平成4年）〔28事件〕453頁、古崎慶長・リマークス4号（平成4年）63頁、芳野勝・撰南法学7号（平成4年）109頁、桑原勇進・法協110巻9号（平成5年）1384頁、橋本博之『行政判例百選Ⅱ（第3版）』（別ジュリ123号、平成5年）308頁、橋本博之『行政判例百選Ⅱ（第4版）』（別ジュリ151号、平成11年）326頁、橋本博之『行政判例百選Ⅱ（第5版）』（別ジュリ182号、平成18年）486頁、高橋利明＝田所良平・法と民主主義432号（平成20年）42頁、小幡純子・論究ジュリ3号（平成24年）144頁、橋本博之『行政判例百選Ⅱ（第6版）』（別ジュリ182号、平成24年）504頁、橋本博之『行政判例百選Ⅱ（第7版）』（別ジュリ236号、平成29年）486頁
【17】	東京高判平成3・2・27判例地方自治88号48頁	隅田川（1級河川・東京都）勝岡橋付近に、河川法26条の許可を得ずに建築された工作物（プレジャーボートの係留場所）についてなされた改築許可申請に対する不許可処分の取消請求（原判決取消し・棄却）
【18】	東京地判平成3・2・28判時1405号60頁	白子川（1級河川・東京都練馬区）拡幅計画により建築規制を受けたマンション建設用地の買主の売主宅建業者に対する損害賠償請求（認容） 〔判批〕山崎悠基・ジュリ1059号（平成7年）199頁
【19】	最（2小）判平成3・3・8民集45巻3号164頁	境川（1級河川・浦安）河口に不法設置されたヨット係留杭を町が法規に基づかず強制撤去する費用を支出したことに對する地方自治法242条の2に基づく損害賠償請求（一部破棄自判・一部棄却） 〔判批〕寺田友子・民商105巻3号（平成3年）382頁、植村栄

<p>【19】</p>	<p>最（２小）判平成３・３・８民集45巻3号164頁</p>	<p>治・法セ448号（平成４年）128頁、東條武治『平成３年度重判』（ジュリ臨増1002号、平成４年）41頁、杉山正己『平成３年度主民判解』（判タ790号、平成４年）272頁、塩野宏・法教142号（平成４年）11頁、藤原淳一郎・判評400号（判時1415号、平成４年）17頁、桜井敬子・法協110巻10号（平成５年）1564頁、大橋洋一『行政判例百選Ⅰ（第３版）』（別ジュリ122号、平成５年）54頁、磯部力『地方自治判例百選（第２版）』（別ジュリ125号、平成５年）14頁、青柳馨『最判解民（平成３年度）』（平成６年）〔４事件〕51頁、大橋洋一『行政判例百選Ⅰ（第４版）』（別ジュリ150号、平成11年）58頁、磯部力『地方自治判例百選（第３版）』（別ジュリ168号、平成15年）82頁、大橋洋一『行政判例百選Ⅰ（第５版）』（別ジュリ181号、平成18年）208頁、大橋洋一『行政判例百選Ⅰ（第６版）』（別ジュリ211号、平成24年）214頁、磯部力『地方自治判例百選（第４版）』（別ジュリ215号、平成25年）80頁、大橋洋一『行政判例百選Ⅰ（第７版）』（別ジュリ235号、平成29年）204頁</p>
<p>【20】</p>	<p>東京地判平成３・３・25判タ768号74頁・判例地方自治90号81頁・訟月37巻8号1367頁</p>	<p>柳瀬川（１級河川・埼玉県管理区間）幼児転落後遺障害損害賠償請求（棄却）</p>
<p>【21】</p>	<p>最（３小）判平成３・４・26民集45巻4号653頁</p>	<p>水俣川（２級河川・熊本県）水俣病認定に関する熊本県知事の不作為違法に対する国賠１条請求（破棄差戻し） 〔判批〕佐藤歳二・ジュリ984号（平成３年）177頁、植村栄治・法セ445号（平成４年）144頁、村上義弘・法教136号（平成４年）74頁、阿部泰隆『平成３年度重判』（ジュリ臨増1002号、平成４年）44頁、吉村良一・民商106巻1号（平成４年）125頁、松本恒雄・判例地方自治92号（平成４年）106頁、宮崎芳久・訟月38巻2号（平成４年）189頁、佐藤歳二『最判解民（平成３年度）』（平成６年）〔16事件〕282頁、久保茂樹『行政判例百選Ⅱ（第５版）』（別ジュリ182号、平成18年）450頁、小早川光郎『環境法判例百選（第２版）』（別ジュリ206号、平成23年）72頁、久保茂樹『行政判例百選Ⅱ（第６版）』（別ジュリ212号、平成24年）464頁、久保茂樹『行政判例百選Ⅱ（第７版）』（別ジュリ236号、平成29年）448頁、原島良成『環境法判例百選（第３版）』（別ジュリ240号、平成30年）180頁</p>
<p>【22】</p>	<p>秋田地大館支判平成３・４・26判例地方自治99号84頁</p>	<p>長木川（１級河川・秋田県大館市）男児溺死損害賠償請求（棄却）</p>
<p>【23】</p>	<p>東京地判平成３・８・2判タ781号139頁・判例地方自治101号84頁</p>	<p>築地川（２級河川・東京都）の河川区域内に不法設置された店舗兼事務所（ヨットハーバー）除却の代執行に対する損害賠償請求（棄却） 〔判批〕波床昌則『平成４年度主民判解』（判タ821号、平成５年）78頁</p>
<p>【24】</p>	<p>大阪地判平成３・８・29判タ783号258頁・判例地方自治99号62頁</p>	<p>宮谷川（準用河川・大阪府大東市）の河川沿いの土地に関する所有権確認請求（認容）</p>
<p>【25】</p>	<p>大阪高判平成３・11・25判時1403号3頁</p>	<p>川下川（武庫川の支川）川下川ダム（宝塚市）からの取水開始前に生じた宝塚斑状歯訴訟（控訴棄却）</p>
<p>【26】</p>	<p>神戸地判平成３・11・25判時1450号58頁・判タ795号117頁</p>	<p>円山川・出石川（１級河川円山川水系・兵庫県）砂利採取の許可手続の不作為違法確認等請求（一部棄却・一部却下）</p>

【27】	広島地判平成3・12・19判時1408号22頁・判例地方自治98号68頁・訟月38巻7号1145頁	太田川（1級河川・広島県管理区間）立岩ダム（中国電力の利水（発電）ダム）水害訴訟（棄却） 〔判批〕河野弘矩・判評402号（判時1421号、平成4年）181頁
【28】	高松高判平成4・1・30判時1427号76頁・判タ788号154頁	仁淀川（1級河川・高知県）河口付近の導流堤内にできた砂穴に男児が転落・窒息死した事故の損害賠償請求（控訴棄却）
【29】	東京地判平成4・2・7判時臨増平成4・4・25号3頁・判タ782号65頁・訟月38巻11号1987頁	水俣川（熊本県南部を流れる2級河川）水俣病東京訴訟（一部認容） 〔判批〕判タ782号（平成4年）2頁「特集：水俣病訴訟をめぐる」、畑山実・法セ452号（平成4年）26頁、奥宮京子＝島田邦雄＝田路至弘・旬刊商事法務1296号（平成4年）判例1688頁、宮島司『平成4年度重判』（ジュリ臨増1024号、平成5年）104頁、潮海一雄『公害・環境判例百選』（別ジュリ126号、平成6年）80頁、梅本剛正・旬刊商事法務1411号（平成8年）97頁、潮海一雄『環境法判例百選』（別ジュリ171号、平成16年）66頁、宮沢俊昭『環境法判例百選（第2版）』（別ジュリ206号、平成23年）64頁、沢野和博『環境法判例百選（第3版）』（別ジュリ240号、平成30年）178頁
【30】	仙台地決平成4・2・28判時1429号109頁・判タ789号107頁	阿武隈川（1級河川）丸森町廃棄物処理場使用操業差止仮処分申請（一部認容・一部却下） 〔判批〕坂口洋一『公害・環境判例百選』（別ジュリ126号、平成6年）90頁、坂口洋一『環境法判例百選』（別ジュリ171号、平成16年）140頁、須加憲子『環境法判例百選（第2版）』（別ジュリ206号、平成23年）128頁、須加憲子『環境法判例百選（第3版）』（別ジュリ240号、平成30年）86頁
【31】	宮崎地延岡支判平成4・3・25判時1470号121頁・判タ794号220頁	五ヶ瀬川（宮崎県北部を流れる1級河川）の共同漁業権を準共有する漁業協同組合間の漁業権確認請求（一部認容・一部棄却）
【32】	新潟地判平成4・3・31判時1422号39頁・判タ782号260頁・訟月39巻4号577頁	阿賀野川（1級河川）新潟水俣病第2次（第1陣）訴訟（一部認容・一部棄却） 〔判批〕山中優一・訟月39巻4号（平成5年）577頁、梶哲教『公害・環境判例百選』（別ジュリ126号、平成6年）92頁、梶哲教『環境法判例百選』（別ジュリ171号、平成16年）76頁、梶哲教『環境法判例百選（第2版）』（別ジュリ206号、平成23年）74頁
【33】	仙台地判平成4・4・8判時1446号98頁・判タ792号105頁	昭和53年6月宮城県沖地震による仙台市緑ヶ丘の建物倒壊につき砂防ダム（仙台市）の瑕疵を理由とする損害賠償請求（棄却） 〔判批〕古崎慶長・判例地方自治126号（平成6年）110頁
【34】	甲府地判平成4・4・20判時1424号3頁・判例地方自治102号69頁・訟月38巻9号1656頁	河口湖（1級河川・閉鎖性湖沼）増水による湖辺水害訴訟（棄却） 〔判批〕宇賀克也・法教142号（平成4年）102頁、古崎慶長・判例地方自治130号（平成7年）112頁
【35】	東京高判平成4・5・28判時1442号106頁・判タ802号213頁	信濃川（1級河川・小千谷市）の河川区域廃止を理由とする国名義の所有権登記の抹消囑託手続請求（原判決取消し・棄却）
【36】	最（1小）判平成4・6・25 税務訴訟資料189号790頁	天竜川（1級河川・静岡県）河川区域付近の土地の譲渡に関する所得税更正処分に対する取消請求（上告棄却）

【37】	福岡高宮崎支判平成4・7・17判時1440号79頁・判タ804号97頁・訟月39卷5号743頁	土面川（屋久島）豪雨により発生した土石流被害に対する国賠1条・2条請求（控訴棄却） 【判批】前川典和・訟月39卷5号（平成5年）743頁
【38】	公害等調整委員会裁定平成5・1・29判タ812号200頁	美山川（1級河川高梁川水系・岡山県）付近の岩石採取計画に対する採石法33条の4の不認可事由に基づく不認可処分の取消裁定申請（棄却）
【39】	広島地判平成5・2・24交通民集26巻1号252頁・判タ822号243頁	板ヶ谷川（広島県・太田川水系の1級河川）集中豪雨下に避難中の自動車の転落死亡事故（棄却）
【40】	浦和地判平成5・3・22判例地方自治115号55頁	荒川（1級河川）二瀬ダムのダム湖（秩父湖）の遊歩道（大滝村管理）から湖への転落事故（棄却） 【判批】西島羽和明・判例地方自治129号（平成7年）108頁
【41】	長崎地判平成5・3・23判例地方自治120号98頁	都市下水路（浦上川の支川）昭和60年9月長崎集中豪雨による溢水被害の損害賠償請求（棄却）
【42】	熊本地判平成5・3・25判時1455号3頁・判タ817号79頁・判例地方自治111号32頁・訟月40巻4号651頁	水俣川（2級河川・熊本県）熊本水俣病民事第3次訴訟第2陣第1審判決（一部認容・一部棄却） 【判批】山中優一・訟月40巻4号（平成6年）651頁、藤村和夫・判例地方自治124号（平成6年）99頁、稲葉馨『公害・環境判例百選』（別ジュリ126号、平成6年）76頁、稲葉馨『環境法判例百選』（別ジュリ171号、平成16年）62頁
【43】	最（2小）判平成5・3・26判時1469号33頁・判タ828号138頁・判例地方自治114号95頁	志登茂川（2級河川・三重県津市）水害訴訟（上告棄却） 【判批】秋山義昭『平成5年度重判』（ジュリ臨増1046号、平成6年）50頁、定塚誠『平成6年度主民判解』（判タ852号、平成7年）124頁
【44】	東京高判平成5・3・26判タ829号52頁	信濃川（1級河川・長岡市）河川敷訴訟（条件付所有権移転仮登記抹消登記手續等請求：控訴棄却）
【45】	大分地判平成5・3・30判例地方自治119号67頁	中江川（番匠川水系の1級河川・佐伯市）土地区画整理事業の清算金決定処分取消請求（棄却） 【判批】大場民男・判例地方自治131号（平成7年）69頁
【46】	佐賀地決平成5・4・8判例地方自治115号61頁	佐志川（唐津を流れる2級河川）佐志浜埋立工事差止請求（却下）
【47】	福岡高判平成5・6・29判タ844号127頁	佐賀導水の排水機場の沈砂池への幼児の転落溺死事故（原判決破棄・棄却）
【48】	福岡高判平成5・9・7訟月40巻9号2184頁	吉熊川・浅内川（1級河川大分川水系の支川）に流入する谷川を境界とする境界査定処分の効力（原判決一部取消し・一部変更・一部棄却・一部却下） 【判批】須藤義明・訟月40巻9号（平成6年）2184頁
【49】	最（1小）判平成5・9・9訟月40巻9号2222頁	池子川（準用河川）河川管理者の逗子市長の国に対する仮設調整池設置工事差止請求（上告棄却） 【判批】末原雅人・訟月40巻9号（平成6年）2222頁、石川健治・法教376号（平成24年）87頁
【50】	最（1小）判平成5・10・28税務訴訟資料199号679頁	荒川（阿武隈川水系の1級河川・福島市）の旧河川法施行規程10条1項に基づく補償金の長期譲渡所得該当性（上告棄却）
【51】	京都地判平成5・11・26判時1476号3頁・判タ838号101頁・判例地方自治120号72頁・訟月40巻11号2581頁	水俣川（2級河川・熊本南部）水俣病京都訴訟第1審判決（一部認容・一部棄却） 【判批】井上和彦・金判942号（平成6年）38頁、宇賀克也・判評424号（判時1488号、平成6年）185頁、石川利夫・訟月

【51】	京都地判平成5・11・26判時1476号3頁・判タ838号101頁・判例地方自治120号72頁・訟月40巻11号2581頁	40巻11号(平成6年)2581頁、奥宮京子=島田邦雄=田路至弘・旬判商事法務1358号(平成6年)判例1177頁、早川勝・判タ975号(平成10年)5頁
【52】	東京地判平成5・11・29判例地方自治125号65頁	保倉川(関川水系関川の支川(1級河川)・越城市)河川改修工事の事業認定・権利取得裁決・明渡裁決等取消請求(棄却)
【53】	福岡地判平成5・12・14判例地方自治142号72頁	遠賀川(1級河川)河川改修工事による土地収用・明渡裁決に基づく行政代執行費用納付命令処分取消請求(棄却)
【54】	最(3小)判平成5・12・17判時1483号38頁・判タ837号229頁	船坂川(武庫川水系の2級河川)丸山ダムからの取水開始までに生じた西宮斑状歯訴訟(上告棄却) 〔判批〕加藤雅信・判タ855号(平成6年)41頁、松村弓彦・NBL555号(平成6年)56頁、小幡純子『平成5年度重判』(ジュリ臨増1046号、平成6年)48頁、山田清正『平成6年度主民判解』(判タ882号、平成7年)88頁
【55】	前橋地判平成6・3・18判例地方自治127号74頁	神流川(利根川水系の1級河川)砂防ダム(群馬県多野郡上野村)堰堤上流で遊泳中の溺死事故の損害賠償請求(棄却)
【56】	最(2小)判平成6・3・25判時1512号22頁・判タ864号195頁	鴨川(淀川水系1級河川)のダムサイト候補地図の京都府知事の非公開決定処分取消請求(上告棄却) 〔判批〕田中館照橋・法令解説資料総覧158号(平成6年)92頁、松井茂記・民商113巻2号(平成7年)319頁、枝根茂『行政判例百選I(第4版)』(別ジュリ150号、平成11年)78頁、神橋一彦『メディア判例百選』(別ジュリ179号、平成17年)30頁、枝根茂『行政判例百選I(第5版)』(別ジュリ181号、平成18年)82頁、枝根茂『行政判例百選I(第6版)』(別ジュリ211号、平成24年)86頁、枝根茂『行政判例百選I(第7版)』(別ジュリ235号、平成29年)74頁
【57】	前橋地判平成6・3・25判タ846号146頁・判例地方自治130号73頁	簗木川(利根川水系1級河川・群馬県管理区間)集中豪雨による道路橋落橋で自動車の転落死亡事故の国賠2条請求(棄却) 〔判批〕加藤了・判例地方自治144号(平成8年)57頁
【58】	神戸地判平成6・3・30判タ861号240頁・判例地方自治127号59頁	一庫大路次川(淀川支川の1級河川)一庫ダム(水資源機構)から取水する県営水道への宝塚市の負担金支出に対する損害賠償請求住民訴訟(一部棄却・一部却下)
【59】	大阪高判平成6・6・29判タ890号85頁・判例地方自治140号18頁	安威川(淀川水系神崎川の支川)に大阪府が建設計画中の安威川ダムのダムサイト地質調査報告書の非公開処分取消請求(原判決取消し・認容) 〔判批〕井口博・判例地方自治143号(平成8年)85頁
【60】	最(1小)判平成6・10・27判時1514号28頁・判タ867号114頁、訟月42巻9号2062頁	長良川(1級河川・岐阜県)安八水害訴訟(破堤型)(上告棄却) 〔判批〕田中館照橋・法令解説資料総覧154号(平成6年)92頁、彦坂孝孔『平成7年度主民判解』(判タ913号、平成8年)122頁
【61】	鳥取地米子支判平成6・11・10判例地方自治140号79頁	堀川(準用河川・米子市)の河川用地の所有権主張者の市に対する土地明渡等請求(棄却)
【62】	札幌地判平成6・11・28判例地方自治137号85頁	豊平川(1級河川・札幌市)河川敷の自動車練習コースの継続使用不許可処分取消請求(一部棄却・一部却下)
【63】	那覇地判平成7・2・22判例地方自治143号54頁	福地川(沖縄北部の2級河川)福地ダム建設のため村有の山林を賃貸した東村に対する入会権確認請求(認容)
【64】	千葉地判平成7・3・29判例地方自治141号87頁	村田川(千葉県市原市北部を流れる2級河川)への幼児の転落受傷事故(棄却)

【65】	最（１小）判平成７・４・27 税務訴訟資料209号312頁	安里川（沖縄県の２級河川）ダムサイト調査資料の非公開決定の取消請求（上告棄却）
【66】	津地判平成７・５・11判例地方自治147号82頁	三滝川（２級河川・三重県）堤防法敷の道路としての占有期間更新許可申請却下処分の取消請求（却下）
【67】	仙台高秋田支判平成７・７・7判時1551号17頁・判例地方自治142号70頁	蔵助沢（普通河川・青森県岩木町）岩木山土石流災害訴訟（控訴棄却） 〔判批〕松原邦明・判例地方自治157号（平成９年）59頁
【68】	福岡地判平成７・９・8判時1572号48頁・判タ916号110頁	黒川（１級河川遠賀川水系の支川）河川区域内の堤外民地の固定資産税課税処分取消請求（棄却）
【69】	佐賀地判平成７・11・24判時1584号132頁・判タ901号195頁	猪見川（不明・嬉野町）ダムおよび林道の設置に対する地権者の損害賠償請求（一部認容・一部棄却・一部却下）
【70】	名古屋地判平成７・12・25訟月43巻1号223頁	長良川（１級河川）福原輪中堤（愛知県）環状堤に関する国の登記名義人に対する所有権移転登記手続請求（認容）
【71】	名古屋高判平成７・12・27訟月43巻11号2953頁	水場川（１級河川・名古屋市）内水被害損害賠償請求（控訴棄却）
【72】	大津地決平成８・２・15判例地方自治150号54頁	琵琶湖疏水の取水施設の機能回復工事に対する近隣地権者（三井寺〔園城寺〕）の工事禁止仮処分申立（却下）
【73】	東京高判平成８・４・23判タ957号194頁	小野川（千葉県を流れる利根川水系の１級河川）・旧小野川・霞ヶ浦湖心水域（西浦）オオヒシクイ訴訟（控訴却下） 〔判批〕曾和俊史『環境法判例百選』（別ジュリ171号、平成16年）174頁、曾和俊史『環境法判例百選（第２版）』（別ジュリ206号、平成23年）186頁、曾和俊史『環境法判例百選（第３版）』（別ジュリ240号、平成30年）150頁
【74】	福島地判平成８・６・28判例地方自治166号96頁	鮫川（２級河川・福島県いわき市）河川区域の盛土除去・立木撤出の代執行に係る費用納付命令に対する債務不存在確認（棄却）
【75】	最（２小）判平成８・７・12民集50巻7号1477頁	平作川（２級河川）・吉井川（普通河川・公共下水道）の溢水による水害訴訟（上告棄却） 〔判批〕秋山義昭・民商116巻6号（平成９年）933頁、橋本博之・判評460号（判時1597号、平成９年）31頁、野山宏・ジュリ1106号（平成９年）115頁、角松生史『平成８年度重判』（ジュリ臨増1113号、平成９年）46頁、田中敦『平成８年度主民判解』（判タ945号、平成９年）162頁、野山宏『最判解民（平成８年度）』（平成11年）〔21事件〕477頁
【76】	名古屋高判平成８・７・18判時1595号58頁・判タ933号117頁	掛斐川（１級河川）河口付近の都市公園内に係留された船舶の除却命令処分取消請求（原判決一部取消し・自判） 〔判批〕小幡純子・判評466号（判時1615号、平成９年）190頁、岩本浩史・龍谷法学31巻3号（平成10年）253頁、西口元『平成９年度主民判解』（判タ978号、平成10年）268頁
【77】	名古屋高判平成８・９・25行裁集47巻9号849頁・訟月43巻12号3282頁	天竜川（１級河川）中部電力秦阜ダム（長野県）の継続的な水利使用許可処分取消請求（控訴棄却）
【78】	岐阜地判平成８・９・30判タ922号217頁	徳山ダム建設反対集会のための市施設（大垣市サイトピアセンター）使用許可の取消処分の執行停止申立（認容）
【79】	岡山地判平成８・12・17判例地方自治167号14頁	吉井川（１級河川）苦田ダム建設の土地買収に協力した地権者に交付した協力謝礼金につき岡山県・岡山市に対する損害賠償請求住民訴訟（棄却）

【80】	高松高判平成9・1・24判タ937号121頁・判例地方自治167号84頁	赤野川（2級河川・高知県）幼児転落溺死事故国賠2条請求（原判決変更・一部認容・一部棄却） 〔判批〕 遠藤貴子・判例地方自治192号（平成11年）108頁
【81】	最（3小）判平成9・1・28裁判集民事181号265頁	用水路（普通河川・大阪府知事機関委任）自転車転落死亡事故の国賠2条請求（破棄差戻し）
【82】	宮崎地判平成9・1・31判時1637号110頁・判タ964号113頁	御池（霧島火山群中最大の閉鎖性火山湖・法定外公共用物）増水の浸水被害の国賠2条請求（棄却）
【83】	福岡高判平成9・3・11訟月44巻5号765頁・判例地方自治182号79頁	水俣川（2級河川・熊本南部）水俣病認定申請棄却処分取消請求（控訴棄却） 〔判批〕 森尾成之・判例地方自治198号（平成12年）108頁
【84】	秋田地判平成9・3・21判時1667号23頁・判タ990号172頁	雄物川（1級河川）玉川ダムを水源とする工業用水につき誘致企業（大王製紙）への秋田県・秋田市の補助金交付に対する違法公金支出差止請求（一部認容・一部棄却） 〔判批〕 西島羽和明・判例地方自治183号（平成11年）49頁
【85】	鹿児島地判平成9・3・24判例地方自治169号66頁	下園川（鹿児島島の2級河川）治山ダムの設置に対する危険除去工事等の請求（棄却）
【86】	岐阜地多治見支判平成9・3・26判例地方自治171号89頁	庄内川（1級河川・岐阜県）河川予定地指定によるショッピングセンター建設断念の損害賠償請求（棄却）
【87】	札幌地判平成9・3・27判時1598号33頁・判タ938号75頁・判例地方自治163号81頁・訟月44巻10号1798頁	沙流川（1級河川・北海道）総合開発事業に係る二風谷ダム建設の権利取得裁決・明渡裁決等取消請求（棄却） 〔判批〕 中村英樹・法政研究64巻4号（平成10年）231頁、山村恒年・判例地方自治178号（平成10年）109頁、大貫裕之『平成9年度重判』（ジュリ臨増1135号、平成10年）49頁、苑原俊明『平成9年度重判』（ジュリ臨増1135号、平成10年）273頁、太田幸夫『平成9年度主民判解』（判タ978号、平成10年）260頁、松本祥志・法セ518号（平成10年）18頁、今井直『国際法判例百選』（別ジュリ156号、平成13年）98頁、保屋野初子・法セ567号（平成14年）77頁、山下竜一『環境法判例百選』（別ジュリ171号、平成16年）192頁、孫占坤『国際法判例百選（第2版）』（別ジュリ204号、平成23年）100頁、山下竜一『環境法判例百選（第2版）』（別ジュリ206号、平成23年）200頁、山下竜一『環境法判例百選（第3版）』（別ジュリ240号、平成30年）168頁
【88】	秋田地判平成9・3・31判例地方自治175号78頁	雄物川（1級河川）玉川ダムを水源とする工業用水につき誘致企業（大王製紙）への秋田県・秋田市の補助金交付差止請求（一部認容・一部棄却）
【89】	鹿児島地決平成9・8・18判例地方自治172号16頁	甲突川（鹿児島市を流れる2級河川）河川激甚災害対策特別緊急事業への公金差止請求住民訴訟（県の被告補助参加の利益を認める） 〔判批〕 西口元『平成10年度主民判解』（判タ1005号、平成11年）310頁、清水幸雄＝北原靖和・清和法学研究7巻2号（平成12年）97頁
【90】	鳥取地判平成9・10・21判時1640号152頁	湖山川（千代川水系の1級河川・鳥取県）湖山水門の管理に対する漁業権に基づく妨害排除請求（棄却）
【91】	最（3小）判平成9・10・28訟月44巻9号1578頁	遠賀川（1級河川）河川改修工事（福岡県嘉穂郡稲築町）に係る取用裁決の取消請求（上告棄却）
【92】	仙台高秋田支判平成9・12・17判時1642号89頁・判タ971号131頁	不明（1級河川米代川の支川の普通河川か・能代市）林地開発許可申請の水利権者同意書非公開決定取消請求（原判決取消し・認容） 〔判批〕 村松勲・法時71巻6号（平成11年）38頁

【93】	東京地判平成9・12・25判タ1004号166頁	不明（１級河川当別川の支川・北海道当別町）の２級河川指定の手續等によるゴルフ場開設遅延を理由とする会員契約解除・預託金返還請求（棄却）
【94】	広島地判平成10・2・16判タ1009号107頁	太田川（１級河川）広島城内堀への取水施設への男児転落溺死事故の国賠２条請求（一部認容）
【95】	佐賀地判平成10・3・20判時1683号81頁・判タ1013号125頁	佐志川（唐津を流れる２級河川）佐志浜埋立工事差止請求（却下）
【96】	福岡地田川支決平成10・3・26判時1662号131頁・判タ1003号296頁	那賀川（１級河川）支川上流の産業廃棄物安定型最終処分場の建設工事差止仮処分申立（一部認容・一部却下） 〔判批〕坂本慶一『平成11年度主裁判解』（判タ1036号、平成12年）296頁
【97】	最（２小）判平成10・3・27訟月45巻2号293頁・判例地方自治181号95頁	長安口ダム（特定多目的ダム・徳島県）昭和46年台風23号の際の過剰放流による水害訴訟（上告棄却） 〔判批〕土居正典・判例地方自治196号（平成12年）50頁、鈴木博・行政関係判例解説平成10年（平成12年）368頁
【98】	名古屋高判平成10・12・17判時1667号3頁・判タ1015号256頁・訟月46巻8号3367頁	長良川（１級河川）長良川河口堰建設差止訴訟（控訴棄却） 〔判批〕王天華・自治研究78巻4号（平成14年）126頁、池田恒男『環境法判例百選』（別ジュリ171号、平成16年）212頁、池田恒男『環境法判例百選（第2版）』（別ジュリ206号、平成23年）224頁、池田恒男『環境法判例百選（第3版）』（別ジュリ240号、平成30年）218頁
【99】	最（１小）判平成11・1・21民集53巻1号13頁	宇美川（２級河川）の農業水利権者からのヤミ転用による取水事例——福岡県志免町給水拒否訴訟（上告棄却） 〔判批〕藤原静雄・法教228号（平成11年）128頁、大橋寛明・ジュリ1165号（平成11年）106頁、石井昇・民商121巻3号（平成11年）436頁、岩崎恭彦・立教大学大学院法学研究24号（平成12年）37頁、米田雅宏・法学（東北大）64巻2号（平成12年）122頁、中川丈久『平成11年度重刊』（ジュリ臨増1179号、平成12年）34頁、大橋寛明『最判解民（平成11年度）』（平成14年）〔2事件〕18頁、桑原勇進『行政判例百選Ⅰ（第5版）』（別ジュリ181号、平成18年）194頁、高橋信行・法協124巻12号（平成19年）257頁、内海麻利『地方自治判例百選（第4版）』（別ジュリ215号、平成25年）78頁
【100】	横浜地判平成11・1・25判例地方自治198号53頁	葛葉川（白目川水系の２級河川・秦野市）の河川の付替えと緑地の寄付を前提とした市有地の譲渡に対する損害賠償請求の住民訴訟（棄却）
【101】	新潟地判平成11・2・8平成6年（行ウ）第4号	関川（１級河川）笹ヶ峰ダムの運営協力費名目で妙高高原町が土地改良区に支払った公金違法支出差止請求（一部棄却・一部却下）
【102】	奈良地葛城支判平成11・3・24判タ1035号190頁	吉野川（１級河川・奈良県）流域住民のゴルフ場建設工事差止請求（一部認容・一部棄却）
【103】	佐賀地判平成11・3・26判例地方自治191号60頁	佐志川（唐津を流れる２級河川）佐志浜埋立工事公金支出差止請求住民訴訟（棄却）
【104】	浦和地判平成11・3・29判時1694号117頁	武蔵水路（水資源開発公団）への児童の転落溺死事故（一部認容・一部棄却）
【105】	神戸地判平成11・4・26判例地方自治193号90頁	八代川（円山川水系の支川・豊岡市）河川法27条Ⅰ項に基づく盛土許可申請の却下処分取消請求（棄却）

【106】	広島高判平成12・1・31平成11年(行コ)第12号	法定外公用財産(=河川法の適用なし)である建設省所管国有財産の水路(山口県)への橋梁設置不承認処分取消請求(控訴棄却)
【107】	岐阜地判平成12・3・9判例地方自治207号83頁	旅足川・名場居川(いずれも木曾川の支川)に近接するゴルフ場目的の林地開発許可決定の取消請求(一部棄却・一部却下)〔判批〕山村恒年・判例地方自治222号(平成14年)62頁
【108】	東京地判平成12・3・29判例地方自治223号77頁	法定外公用財産(=河川法の適用なし)である旧国鉄所有の水路敷(千葉県市原市)の買主の損害賠償請求(棄却)
【109】	鹿児島地決平成12・3・31判タ1044号252頁	肝属川(1級河川・鹿児島県)流域住民の産業廃棄物管理型最終処分場建設工事禁止仮処分命令申立(一部認容)
【110】	名古屋高判平成12・7・13判タ1088号146頁	長良川河口堰への三重県の建設負担金の公金支出差止住民訴訟(原判決取消し・差戻し)
【111】	長崎地佐世保支判平成12・9・18訟月48巻1号35頁	用水路(法定外公用物・長崎県北松浦郡佐々町管理)への幼児の転落溺死事故(棄却)
【112】	福島地判平成12・11・28判例地方自治214号53頁	板小屋川(阿賀野川水系1級河川鶴沼川の羽鳥湖に流入する支川)に流入する小規模な谷川に課税された別荘地(福島県天栄村)所有者の課税処分取消請求(棄却)〔判批〕高須要子・判例地方自治222号(平成14年)33頁
【113】	大阪高判平成12・12・22判例地方自治228号78頁	日置川(2級河川・和歌山県)殿山ダム(関西電力の発電用利水ダム)水害国賠2条請求(控訴棄却)〔判批〕岩崎勝成・判例地方自治235号(平成15年)51頁
【114】	大阪高判平成13・1・23判時1765号57頁	今井戸川(=河川法の適用のない普通河川(水路))への飲酒酩酊歩行者の転落死亡事故国賠2条請求(原判決一部変更・一部認容)
【115】	最(2小)決平成13・2・7刑集55巻1号1頁	国分川(利根川水系の1級河川)が台風による豪雨で氾濫し国分川分水路建設工事のトンネル形水路(松戸市)水没事故(7名水死)の業務上過失致死事件(上告棄却・有罪)〔判批〕山口雅高・ジュリ1219号(平成14年)148頁、北川佳世子・判例セレクト01(法教258号、平成14年)28頁、白杵豊・現代刑事法40号(平成14年)72頁、板倉宏『平成13年度重判』(ジュリ臨増1224号、平成14年)151頁、山口雅高『最判解刑(平成13年度)』(平成16年)〔1事件〕1頁
【116】	横浜地判平成13・2・28判例地方自治255号54頁	相模川(1級河川)相模大堰(海老名市・厚木市)建設費用差止等請求(一部棄却・一部却下)〔判批〕伴義聖=渋谷敏裕・判例地方自治259号(平成17年)5頁
【117】	最(3小)判平成13・3・13民集55巻2号283頁	小里川(庄内川水系の1級河川)上流のゴルフ場目的の林地開発許可決定の取消請求(一部破棄自判・一部棄却)〔判批〕山本隆司・法教253号(平成13年)121頁、見上崇洋・民商125巻2号(平成13年)45頁、福井章代・ジュリ1219号(平成14年)145頁、仲野武志・法学(東北大)66巻1号(平成14年)135頁、加藤了・環境法研究27号(平成14年)145頁、村上裕章『平成13年度重判』(ジュリ臨増1224号、平成14年)36頁、杉山正己『平成13年度主民判解』(判タ1096号、平成14年)266頁、伴義聖=小安政夫・判例地方自治220号(平成14年)7頁、山村恒年・判例地方自治222号(平成14年)74頁、片野正樹・行政関係判例解説平成13年(平成15年)242頁、福井章代『最判解民(平成13

【117】	最（３小）判平成13・3・13 民集55巻2号283頁	年度』（平成16年）〔7事件〕208頁、鈴木光『行政判例百選Ⅱ（第5版）』（別ジュリ182号、平成18年）358頁、鈴木光『行政判例百選Ⅱ（第6版）』（別ジュリ212号、平成24年）362頁、鈴木光『行政判例百選Ⅱ（第7版）』（別ジュリ236号、平成29年）338頁
【118】	横浜地判平成13・3・28判例 地方自治218号55頁	柏尾川（神奈川県・境川水系）河川改修事業に伴う用地買収の補償金請求（棄却）
【119】	神戸地姫路支判平成13・4・23判時1775号98頁・判タ1136号151頁	林田川（揖保川水系の1級河川）男児の河川浄化工事現場（龍野市）付近の仮水路への転落死亡事故（一部認容・一部棄却）
【120】	東京高判平成13・4・25平成5年（行コ）第164号	槻川・都幾川・市野川（荒川水系の1級河川）流域のゴルフ場（埼玉県比企郡嵐山町）開発許可取消請求（控訴一部棄却・一部却下）
【121】	高松高判平成13・5・29平成9年（行コ）第7号	石手川（重信川水系の1級河川・松山市）河川改修工事事業の土地収用の権利取得裁決・明渡裁決処分の取消請求（控訴棄却）
【122】	神戸地判平成13・11・21判例 地方自治233号49頁	平成6年9月集中豪雨の際に伊丹市管理の公共下水道瑞ヶ丘雨水幹線から昆陽池への流入を阻止したために生じた水害訴訟（棄却）
【123】	東京高判平成13・12・20判時1802号49頁・判例地方自治237号13頁	いたち川（横浜市栄区を流れる境川水系の2級河川）ふるさとの川整備計画に基づく用地買収の買受価格の鑑定評価書の非公開処分取消請求（控訴棄却） 〔判批〕 森田明・法時75巻7号（平成15年）75頁
【124】	大分地判平成14・2・26判例 地方自治234号108頁	北川（五ヶ瀬川水系の1級河川・佐伯市）北川ダム（治水・発電の多目的ダム・大分県営）水害訴訟（一部却下・一部棄却） 〔判批〕 岩崎勝成・判例地方自治248号（平成16年）55頁
【125】	名古屋地判平成14・2・27平成11年（ワ）第295号	長良川河口堰建設によるシラスウナギ漁の漁業補償請求（棄却）
【126】	名古屋高判平成14・2・28平成13年（行コ）第17号	長良川河口堰への愛知県建設事業負担金の公金支出差止・損害賠償請求（原判決一部取消し・一部棄却）
【127】	福岡高宮崎支判平成14・3・19平成13年（行コ）第3号（アマミノクロウサギ訴訟）	奄美大島南東部（鹿児島県大島郡住用村）のゴルフ場目的の林地開発許可処分の無効確認請求（控訴棄却）
【128】	名古屋地判平成14・3・27判例 地方自治255号113頁	山崎川（2級河川・名古屋）河川下を通過する代替案を名古屋市地下鉄4号線事業の事業者が提示（事業認定処分取消請求・棄却）
【129】	名古屋地判平成14・4・26判例 地方自治244号80頁	新川（庄内川水系の1級河川。江戸時代に開削された人工河川・愛知県管理）に愛知県が計画した流域下水道の終末処理場建設事業認可処分の取消請求（棄却）
【130】	那覇地判平成14・5・14平成11年（ワ）第209号	安里川（沖縄県の2級河川）の溢水被害の損害賠償請求（棄却）
【131】	山口地下関市判平成14・5・20判時1806号62頁	木屋川（2級河川）吉田堰（下関市・農業用水取水用の可動堰）操作による溺死事故の国賠1条請求（一部認容・一部棄却）
【132】	名古屋地判平成14・8・30判例 地方自治260号106頁	長良川（1級河川）福原輪中堤（愛知県）の河川附属物認定による権利収用裁決処分取消請求（棄却）
【133】	名古屋高判平成14・9・5判例 地方自治252号107頁	又口川（2級河川・尾鷲市）の河川区域の境界測定の損害賠償を怠る事実の違法確認請求住民訴訟（控訴棄却）
【134】	千葉地判平成14・11・15平成8年（行ウ）第28号	不明（千葉県夷隅郡。夷隅川（2級河川）か？）流域のゴルフ場目的の林地開発行為許可処分の取消請求（却下）
【135】	大津地判平成14・12・2判タ1134号185頁	琵琶湖のヨシ群落の原状回復措置命令の無効確認・占用許可処分取消請求（一部棄却・一部却下）

【136】	さいたま地判平成14・12・11判例地方自治255号13頁	吉田川（荒川の支川）合角ダム（埼玉県秩父市）建設のため埼玉県が作成した用地買収契約書の不開示処分の取消請求（棄却）
【137】	東京高判平成15・1・29判例地方自治251号56頁	裾花川（信濃川水系の1級河川・長野市）裾花ダム・奥裾花ダム水害訴訟（控訴棄却）
【138】	長野地判平成15・3・28平成7年（ワ）第341号・平成8年（ワ）第247号	浅川（信濃川水系の1級河川）流域のゴルフ場建設の差止請求（棄却）
【139】	鹿児島地判平成15・3・28平成9年（ワ）第100号	甲突川（2級河川・鹿児島市）平成5年8月6日水害（8.6水害）訴訟（棄却）
【140】	福岡高判平成15・5・16判時1839号23頁・判タ1134号109頁・訟月49巻12号3083頁	国営川辺川土地改良事業変更計画決定に対する異議申立訴訟（原判決一部変更・一部棄却） 〔判批〕 榊原秀訓・法セ584号（平成15年）12頁、丸山秀三・行政関係判例解説平成15年（平成16年）148頁、木原正雄・法セ600号（平成16年）115頁、久末弥生・北大法学論集56巻5号（平成18年）333頁、武田真一郎・自治研究83巻3号（平成19年）128頁
【141】	大阪高判平成15・5・22判タ1151号303頁	鴨川（淀川水系の1級河川）河川堤防地（京都市南区東九条南松ノ木町）の時効取得主張者による所有権確認等請求（控訴棄却） 〔判批〕 塩崎勤・登記インターネット6巻10号（平成16年）98頁、武川幸嗣・受験新報645号（平成16年）8頁、蛭川明彦『平成16年度主民判解』（判タ1184号、平成17年）22頁
【142】	名古屋高判平成15・6・27平成13年（行コ）第29号（藤前干潟購入契約無効住民訴訟）	日光川（2級河川）・庄内川（1級河川）河口の干潟を一般廃棄物最終処分場建設用地として購入した名古屋市に対する損害賠償請求住民訴訟（控訴棄却）
【143】	大阪地判平成15・7・18平成8年（ワ）第7831号	空港川（伊丹空港近傍を流れる淀川分流・神崎川2次支流・1級河川）平成6年9月集中豪雨による水害訴訟（棄却）
【144】	神戸地判平成15・8・29平成10年（ワ）第2768号	新湊川（神戸市を流れる2級河川。天井川）平成10年9月集中豪雨による溢水被害（棄却）
【145】	広島高岡山支判平成16・2・2訟月51巻5号180頁	吉井川（岡山県の1級河川）苫田ダム建設による取用土地の水利権主張者による妨害予防請求（原判決取消し・請求棄却） 〔判批〕 一谷好文・行政関係判例解説平成16年（平成18年）202頁
【146】	東京高判平成16・2・4判時1872号58頁	大正寺沢川（巴川水系の2級河川）改修工事で調整池であった公園用地に関する市の登記懈怠の損害賠償住民訴訟（控訴棄却） 〔判批〕 田村泰俊・判評557号（判時1891号、平成17年）186頁
【147】	岡山地判平成16・3・24判例地方自治264号103頁	吉井川（岡山県東部を流れる1級河川）苫田ダムを建設する岡山県広域水道事業団への岡山県の出資金・貸付金支出に対する損害賠償請求住民訴訟（棄却）
【148】	鳥取地判平成16・3・30平成14年（ワ）第182号	千代川（1級河川・鳥取県管理）採石業者の残廃土崩落事故の撤去費用に関する河川管理者の損害賠償請求（一部認容・一部棄却）
【149】	神戸地判平成16・5・11平成12年（ワ）第2908号	新湊川（2級河川・神戸市。典型的な天井川）平成11年集中豪雨被害に対する国賠2条請求（棄却）

【150】	東京地判平成16・5・26判時1884号63頁・判タ1195号164頁	雄物川（１級河川）玉川ダムを水源とする工業用水を利用する工場進出を中止した大王製紙の秋田市に対する預金証書返還請求（一部認容・一部棄却）
【151】	津地判平成16・7・15平成12年（行ウ）第9号・平成12年（行ウ）第7号	志登茂川（２級河川・津市）流域の下水道事業浄化センター建設の公金支出差止請求住民訴訟（一部棄却・一部却下）
【152】	佐賀地決平成16・8・26判時1878号34頁	諫早湾干拓工事差止仮処分命令申立（一部認容・一部却下） 〔判批〕後藤富和・法と民主主義461号（平成23年）29頁
【153】	最（２小）判平成16・10・15民集58巻7号1802頁	水俣川（２級河川・熊本南部）水俣病関西訴訟（一部破棄自判・一部棄却） 〔判批〕長谷川浩二・ジュリ1286号（平成17年）111頁、永嶋里枝・法セ602号（平成17年）60頁、田上富信・判評557号（判時1891号、平成17年）195頁、福士明『平成16年度重判』（ジュリ臨増1291号、平成17年）51頁、吉村良一・民商132巻3号（平成17年）390頁、西村淑子・ひろば58巻7号（平成17年）62頁、江原勲＝北原昌文・判例地方自治264号（平成17年）4頁、西田幸介・大阪経法大法学論集63号（平成17年）125頁、園田昭人・法時78巻11号（平成18年）58頁、神戸彦秀・新潟大学法政理論39巻1号（平成18年）211頁、大塚直・判タ1194号（平成18年）91頁、大塚直・リマークス32号（平成18年）40頁、岩崎勝成・判例地方自治281号（平成18年）92頁、平城恭子『平成17年度主民判解』（判タ1215号、平成18年）80頁、島村健『行政判例百選Ⅱ（第5版）』（別ジュリ182号、平成18年）462頁、島村健『行政判例百選Ⅱ（第6版）』（別ジュリ182号、平成18年）476頁、長谷川浩二『最判解民（平成16年度）』（平成19年）〔28事件〕533頁、西埜章・論究ジュリ3号（平成24年）136頁、島村健『行政判例百選Ⅱ（第7版）』（別ジュリ236号、平成29年）462頁、稲葉馨『環境法判例百選（第3版）』（別ジュリ240号、平成30年）182頁
【154】	東京高判平成16・12・17判タ1186号184頁	墨名川（２級河川・千葉県）沿いの一般県道歩行者の転落死亡事故の国賠２条請求（一部認容・一部棄却）
【155】	最（２小）判平成16・12・24民集58巻9号2536頁	三戸川（赤羽川水系の２級河川・三重県）紀伊長島町水道水源条例の規定に基づき指定された産業廃棄物中間処理施設の事業場認定処分の取消請求（上告棄却） 〔判批〕杉原則彦・ジュリ1289号（平成17年）211頁、大久保規子『平成16年重判』（ジュリ臨増1291号、平成17年）56頁、北村喜宣・民商133巻2号（平成17年）98頁、宇賀克也『平成17年度主民判解』（判タ1215号、平成18年）274頁、黒川哲志『行政判例百選Ⅰ（第5版）』（別ジュリ181号、平成18年）62頁、杉原則彦『最判解民（平成16年度）』（平成19年）〔39事件〕810頁、桑原隆広・アドミニストレーション13巻3＝4号（平成19年）147頁、薄井一成・自治総研343号（平成19年）109頁、高橋正徳『環境法判例百選（第2版）』（別ジュリ206号、平成23年）136頁、趙元済・早稲田法学87巻1号（平成23年）149頁、黒川哲志『行政判例百選Ⅰ（第6版）』（別ジュリ211号、平成24年）66頁、牛嶋仁『地方自治判例百選（第4版）』（別ジュリ215号、平成25年）64頁、黒川哲志『行政判例百選Ⅰ（第7版）』（別ジュリ235号、平成29年）58頁、高橋正徳『環境法判例百選（第3版）』（別ジュリ240号、平成30年）116頁

【156】	大津地判平成17・2・7判例 地方自治268号74頁	琵琶湖の外來魚駆逐事業への滋賀県の補助金支給差止請求 (一部棄却・一部却下)
【157】	東京高判平成17・3・9平成 16年(行コ)第163号	高瀬川(信濃川水系の1級河川・長野県大町市)昭和電工の 発電用水の取水許可処分に対する漁業組合の取消請求(控訴 棄却)
【158】	長崎地判平成17・3・15平成 8年(行ウ)第5号(ムツ ゴロウ訴訟)	国営諫早湾干拓事業差止請求(一部棄却・一部却下)
【159】	名古屋高判平成17・4・6平 成15年(行コ)第59号	長良川河口堰の建設負担金の支出差止請求・損害賠償請求住 民訴訟(棄却)
【160】	名古屋高判平成17・6・10平 成16年(行コ)第42号	揖斐川(1級河川)徳山ダム(水資源機構)関係鉱区禁止区 域に指定されなかった鉱業権者の指定取消請求(控訴棄却)
【161】	大阪高判平成17・7・14平成 15年(行コ)第106号	琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センターへの滋賀県の環境対 策負担金支出に対する損害賠償請求住民訴訟(原判決取消し・ 請求棄却)
【162】	岡山地判平成17・7・27訟月 52巻10号3133頁	吉井川(1級河川)苫田ダム(岡山県苫田郡鏡野町)建設工 事に係る事業認定取消請求(棄却)
【163】	津地判平成17・8・4平成14 年(行ウ)第45号	不明(準用河川)平成12年東海豪雨で河川への排水ポン場の 浸水による内水被害(棄却)
【164】	公害等調整委員会裁定平成 17・8・30判タ1211号264頁	国営諫早湾土地改良事業による海苔養殖の不作等の漁業被害 の原因裁定(棄却)
【165】	東京高判平成17・10・5平成 16年(行コ)第171号	新芝川(荒川水系の1級河川・埼玉県管理)無許可係留プレ ジャーボートの撤去の行政代執行に対する損害賠償請求(控 訴棄却)
【166】	高松高判平成17・10・20平成 16年(行コ)第30号	佐喜浜川(2級河川・高知県)河川敷に室戸市が実施した市 道設置工事の損害賠償請求住民訴訟(控訴棄却)
【167】	大阪高判平成17・11・24判例 地方自治279号74頁	琵琶湖へのオオクチバス再放流禁止の条例の制定行為の取消 訴訟(控訴一部棄却・一部却下) 〔判批〕黒坂則子・判例地方自治287号(平成19年)35頁
【168】	大阪高判平成17・12・8平成 14年(行コ)第106号	愛知川(淀川水系の1級河川・滋賀県東部)永源寺第2ダム 建設を含む新愛知川土地改良事業計画決定等取消請求(原判 決一部変更、一部認容・一部棄却)
【169】	福岡地判平成17・12・19判タ 1241号66頁	諫早湾干拓地潮受堤防開門調査命令請求(行政事件訴訟法請 求)(一部棄却・一部却下)
【170】	名古屋地判平成18・1・26平 成17年(行ウ)第35号	南派川(木曾川水系の1級河川)平成16年10月台風23号によ る浸水被害につき一宮市が結んだ原因調査の委託契約の違法 を理由とする損害賠償請求(棄却)
【171】	高松高判平成18・1・30判時 1937号74頁	福井川(徳島県阿南市を流れる2級河川)の水道用汚染を 理由とする産業廃棄物処理施設設置規制処分の取消請求(控 訴棄却) 〔判批〕稲葉一将・判例地方自治287号(平成19年)57頁
【172】	名古屋地判平成18・1・31判 タ1276号70頁(東海豪雨野並 水害訴訟)	藤川(準用河川)・郷下川(普通河川)の平成12年東海豪雨に よる名古屋市天白区野並地区の内水被害(棄却)
【173】	大津地判平成18・6・12判例 地方自治284号33頁	不明(琵琶湖か?)河川区域の不法占用に対する滋賀県知事 の原状回復の義務づけ訴訟(却下)
【174】	名古屋高判平成18・7・6平 成16年(行コ)第4号	揖斐川(木曾川水系の1級河川)徳山ダム(岐阜県揖斐郡・ 水資源機構)建設工事事業認定取消請求(控訴棄却)

【175】	国税不服審判所裁決平成18・7・11裁決事例集72週534頁	(河川名不明) 河川敷の占用権(造船施設等)の相続税更正処分に対する不服申立(棄却)
【176】	名古屋高判平成18・8・31平成16年(行コ)第3号	揖斐川(木曾川水系の1級河川)徳山ダム(水資源機構)への岐阜県の建設事業負担金支出差止請求(控訴一部棄却・一部却下)
【177】	東京高判平成18・9・27東高民時報57巻1~12号10頁・判時1961号45頁・判タ1239号197頁	空堀川(荒川水系の柳瀬川支流の1級河川・清瀬市)新川整備改修工事で新たな流路が開設され廃川敷地となった土地に関する工事請負契約の無効(控訴棄却) 〔判批〕和泉田保一・山形大学法政論叢4142号(平成20年)99頁、三好規正・自治研究85巻3号(平成21年)124頁
【178】	福岡高宮崎支判平成18・11・29平成18年(ネ)第31号	肝属川(鹿児島県鹿屋市を流れる1級河川)上流の産業廃棄物埋立処分場建設工事差止請求(原判決変更・一部棄却)
【179】	岐阜地判平成18・11・29平成18年(行ウ)第17号	中津川(木曾川水系の1級河川)の岐阜県砂防指定地内の工事許可処分取消請求(却下)
【180】	福岡地判平成18・12・19判タ1241号66頁	諫早湾干拓地潮受堤防開門調査命令請求(一部棄却・一部却下)
【181】	東京高判平成19・11・29平成17年(ネ)第3940号	田野川(那珂川水系の1級河川)水源付近に予定の産業廃棄物安定型最終処分場(水戸市全隈町)の建設差止請求(控訴棄却) 〔判批〕神戸秀彦『渡辺洋三先生追悼論集:日本社会と法律学——歴史・現状・展望』(日本評論社、平成21年)295頁、宇佐見大司『環境法判例百選(第2版)』(別ジュリ206号、平成23年)146頁、建部雅『環境法判例百選(第3版)』(別ジュリ240号、平成30年)88頁
【182】	旭川地判平成19・12・26判時2003号98頁・判タ1282号219頁・判例地方自治306号91頁	永寿川(北海道増毛町)の流雪溝付近での排雪作業中の転落後遺障害(一部認容・一部棄却) 〔判批〕佐々木泉顕=宮田康宏・判例地方自治311号(平成21年)4頁、大杉麻美・判例地方自治313号(平成21年)78頁
【183】	大阪地判平成20・2・7判例地方自治312号10頁	石川(大和川水系の1級河川)河川区域・河川保全区域内の行政財産(玉手浄水場・柏原市)目的外使用不許可処分取消請求(棄却)
【184】	広島地判平成20・2・8平成18年(ワ)第255号	滝山川(太田川支川)平成17年9月台風14号で温井ダムがサイレンを吹鳴せず放水したため下流道路の自動車冠水(棄却)
【185】	広島地決平成20・2・29判時2045号98頁	鞆の浦(広島県)埋立免許の仮の差止申立(却下) 〔判批〕北村喜宣・速報判例解説3号(平成20年)317頁、大久保規子・法セ643号(平成20年)119頁、福永実・大阪経大論集60巻1号(平成21年)65頁、太田照美・産大法学43巻3=4号(平成22年)71頁
【186】	名古屋地判平成20・3・14判時2024号58頁・判タ1289号99頁	庄内川(1級河川)・新川(庄内川水系の1級河川)平成12年東海豪雨による水害訴訟(棄却)
【187】	最(2小)決平成20・5・30平成19年(オ)第1426号・平成19年(受)第1659号	紙敷川(利根川水系の1級河川・国分川の支川)河川改修工事を行った松戸市閘台土地区画整理組合の松戸市に対する不当利得返還請求(上告棄却・不受理) 〔判批〕羽根一成・地方自治職員研修41巻8号(平成20年)71頁
【188】	名古屋高判平成20・6・24平成19年(行コ)第38号	所有地内の水路(岐阜県高山市所定の法定外公物)の付替の不許可処分の取消請求(控訴棄却)

【189】	新潟地判平成20・11・14判例 地方自治317号49頁	水路（新発田市の公共用財産）の目的外使用（通路敷設）不許可処分取消請求（認容） 〔判批〕高橋滋・法セ658号（平成21年）115頁、江原勲・判例地方自治320号（平成21年）4頁、辻忠雄・判例地方自治320号（平成21年）104頁
【190】	富山地判平成20・11・26判時 2031号101頁	黒部川（1級河川）出しダムの排砂の実施に対する漁業者の排砂差止請求（一部認容・一部棄却）
【191】	横浜地小田原支判平成21・ 1・9判時2035号113頁	相模川（1級河川）堤防から平塚市道への自転車転落負傷事故（一部認容・一部棄却）
【192】	東京高判平成21・7・8平成 21年（行コ）第84号	不明（神奈川県2級河川）河川区域内に係留中の船舶の撤去命令取消請求（原判決取消し・差戻し）
【193】	前橋地判平成21・7・17判時 2072号116頁	粕川（利根川水系広瀬川支流の1級河川・群馬県管理）への女兒の転落溺死事故の国賠2条請求（一部認容・一部棄却）
【194】	大阪地判平成21・9・9判例 地方自治331号75頁・消費者 法ニュース82号277頁	西除川（大和川水系の1級河川・大阪府）に面した高台のマンション建設の開発許可不要証明処分取消請求（一部認容・一部却下）
【195】	東京地判平成21・9・10判夕 1371号141頁	カンパル・カナン川（インドネシア・スマトラ島）日本政府の円借款（ODA）によるコトバンジャン・ダム建設に対する住民らの損害賠償請求（一部棄却・一部却下） 〔判批〕松本明敏・行政関係判例解説平成21年（平成23年）232頁
【196】	大阪地判平成21・9・17平成 20年（行ウ）第132号	淀川左岸線2期事業と淀川スーパー堤防事業の一体整備の合意に係る文書の不開示処分の取消請求（棄却） 〔判批〕井上禎男・季報情報公開・個人情報保護36号（平成22年）20頁
【197】	広島地判平成21・10・1判時 2060号3頁・判例地方自治 323号17頁	鞆の浦公有水面埋立免許差止請求〔排水路（普通河川管理者）の管理者として福山市が補助参加〕（一部認容・一部却下） 〔判批〕大久保規子・法セ661号（平成22年）127頁、交告尚史・法教354号（平成22年）7頁、山村恒年・判例地方自治327号（平成22年）85頁、横山信二『松山大学法学部20周年記念論文集：法と政治の現代的諸相』（ぎょうせい、平成22年）99頁、臼井雅子・中央学院大学法学論集23巻2号（平成22年）39頁、山下竜一・判評618号（判時2078号、平成22年）164頁、福永実・速報判例解説6号（平成22年）53頁、清水晶紀・速報判例解説7号（平成22年）325頁、太田照美・産大法学43巻3-4号（平成22年）71頁、北村喜宣・産業と環境39巻1号（平成22年）36頁、富井利安・関東学院法学20巻2号（平成22年）47頁、島村健『平成22年度重判』（ジュリ臨増1420号、平成23年）64頁、角生生史・判例セレクト2010-2（法教366号、平成23年）7頁、角生生史『環境法判例百選（第2版）』（別ジュリ206号、平成23年）178頁、熊谷聡・行政関係判例解説平成21年（平成23年）37頁、北河隆之・判例地方自治349号（平成24年）91頁、横山信二・広島法学35巻4号（平成24年）172頁、山根裕子＝高橋大祐・時の法令1937号（平成25年）33頁、1939号（平成25年）37頁、1941号（平成25年）24頁、1943号（平成25年）45頁、角生生史『環境法判例百選（第3版）』（別ジュリ240号、平成30年）138頁

【198】	京都地判平成21・10・8 自保ジャーナル1828号176頁	不明（木津川の支川の準用河川・木津川市）除草作業の請負会社の従業員の河川増水による死亡事故（一部認容）
【199】	大阪高判平成22・2・24平成21年（行コ）第138号	淀川左岸線２期事業を淀川スーパー堤防と一体的に事業を進めることを合意した文書の不開示処分取消請求（控訴棄却）
【200】	東京地判平成22・4・20平成19年（ワ）第20747号	落合川（荒川水系黒目川の支流・１級河川・東京都東久留米市）ホトケドジョウ自然の権利訴訟（埋立工事差止請求：一部却下・一部棄却）
【201】	横浜地判平成22・4・28平成21年（行ウ）第58号	不明（逗子市の２級河川・神奈川県）小型船舶の河川水利使用権利確認請求（棄却）
【202】	福岡高判平成22・12・6判時2102号55頁・判タ1342号80頁	諫早湾干拓地潮受堤防撤去請求（原判決一部変更・一部棄却） 〔判批〕大久保規子・法セ679号（平成23年）117頁、前田陽一・法教370号（平成23年）38頁、大塚直・法時83巻7号（平成23年）100頁、大塚直・判評632号（判時2120号、平成23年）148頁、前田定孝・速報判例解説9号（平成23年）49頁、後藤富和・法と民主主義461号（平成23年）29頁、赤瀨芳宏『環境法判例百選（第2版）』（別ジュリ206号、平成23年）192頁、松本充郎・自治研究91巻3号（平成27年）133頁、中島肇・論究ジュリ13号（平成27年）150頁、赤瀨芳宏『環境法判例百選（第3版）』（別ジュリ240号、平成30年）156頁
【203】	仙台地判平成23・1・31平成21年（行ウ）第17号	宮城県が納付した仙台河川国道事務所の敷地取得費用の不当利得返還請求（棄却）
【204】	横浜地判平成23・3・9判例地方自治355号72頁	河内川（酒匂川水系の２級河川）オートキャンプ場付近の河川工事に対する原状回復請求（一部棄却・一部却下）
【205】	横浜地判平成23・3・31判時2115号70頁	北川（三浦市初声町三戸地区を流れる小川。普通河川？）北川湿地の発生土処分場建設事業差止請求（自然の権利訴訟）（一部棄却・一部却下） 〔判批〕西村智朗『平成23年度重判』（ジュリ臨増1440号、平成24年）303頁、久末弥生・新判例解説Watch 11号（平成24年）289頁、宮沢俊昭『環境法判例百選（第3版）』（別ジュリ240号、平成30年）152頁
【206】	大阪地判平成23・5・25交通民集44巻3号624頁・自保ジャーナル1858号175頁	北川（１級河川・福井県）の堤防の天端部を走行していたオフロードバイクの転倒負傷事故（棄却）
【207】	大阪高判平成23・7・13平成22年（ネ）第1504号	紀ノ川（１級河川）大滝ダムの試験湛水による地すべりに対する損害賠償請求（原判決一部変更・一部認容・一部棄却）
【208】	東京地判平成23・8・2判時2149号61頁	利根川水系河川整備基本方針の洪水調整施設の流域分割割・流出モデルの不開示決定取消請求（認容）
【209】	名古屋高判平成23・11・30判例地方自治366号26頁	船津川（２級河川・三重県北牟婁郡紀北町）の河床掘削工事により損害を受けたトラフグ養魚場の損失補償請求（控訴棄却）
【210】	京都地判平成24・1・17平成23年（ワ）第32号	琵琶湖疏水の地下トンネル３本が境内地の地下を通る三井寺（園城寺・大津市）の京都市に対する使用権不存在確認請求（一部却下・一部棄却）
【211】	東京地判平成24・3・9平成23年（ワ）第20668号	女鳥羽川（信濃川水系の１級河川・松本市）河川敷の石尊大権現神社の無償での占用許可に対する無効確認請求・損害賠償請求（棄却）
【212】	東京地判平成24・4・11平成22年（ワ）第13257号	都幾川（荒川水系越辺川支流の１級河川）稲荷橋（埼玉県東松山市）からの自動車転落事故の保険金請求（棄却）

[213]	熊本地判平成24・4・13平成21年（行ウ）第6号	白川（1級河川・熊本市）改修工事の土地収用に対する損失補償等請求（棄却）
[214]	最（2小）決平成24・4・23民集66巻6号2789頁	鬼怒川（1級河川）さくら市の河川保全区域の浄水場用地購入に対する公金違法支出損害賠償請求住民訴訟（破棄差戻し）〔判批〕羽根一成・地方自治職員研修45巻7号（平成24年）72頁、吉村浩一郎・ジュリ1444号（平成24年）8頁、飯島淳子・論究ジュリ3号（平成24年）128頁、兼子仁・自治総研406号（平成24年）48頁、木村琢磨『平成24年度重判』（ジュリ臨増1453号、平成25年）55頁、長内祐樹・早稲田法学88巻1号（平成25年）147頁、斎藤誠・判例セレクト2012-2（法教390号、平成25年）11頁、橋本博之・判評654号（判時2187号、平成25年）153頁、山本寛英・北大法学論集64巻4号（平成25年）51頁、東原良樹・岡山大学法学会雑誌63巻3号（平成26年）407頁、谷口誠・行政関係判例解説平成24年（平成26年）30頁、上村考由『最判解民（平成24年度）』（平成27年）〔20事件〕532頁
[215]	東京高判平成24・4・26訟月59巻5号1349頁	東京都の国直轄河川事業負担金（国土技術政策総合研究所・関東地方整備局・関東技術事務所・利根川上流河川事務所・利根川下流河川事務所・江戸川河川事務所・荒川上流河川事務所・荒川下流河川事務所・京浜河川事務所・ハッ場ダム工事事務所・利根川ダム統合管理事務所・利根川水系砂防事務所の人件費・事務費の合計8億8381万0608円）の不当利得返還請求住民訴訟（控訴棄却）
[216]	東京地判平成24・4・26平成21年（ワ）第18204号	石神井川（荒川水系の1級河川）の河床整備工事の孫請から下請への請負代金請求（棄却）
[217]	東京地判平成24・4・27平成22年（ワ）第22722号	南部川（準用河川・佐倉市）隣接の霊園用地の開発による河川復旧の立替金返還請求（認容）
[218]	大阪高判平成24・6・14平成23年（行コ）第95号	竜田川（大和川水系の1級河川・奈良県）隣接の平群町有地売却価格の損害賠償請求住民訴訟（控訴棄却）
[219]	甲府地判平成24・6・26平成18年（行ウ）第6号・平成19年（行ウ）第5号・平成20年（行ウ）第4号	水路（山梨県身延町管理の法定外公共有物）使用不許可とされた廃棄物処理施設建設設計画者の取消請求（棄却）
[220]	横浜地判平成24・7・17自保ジャーナル1879号161頁	横浜市都筑区・都筑中央公園遊水地（宮谷戸の大池）の水路の阻塞による地下駐車場への浸水被害に対する損害賠償請求（一部認容・一部棄却）
[221]	大阪地判平成24・7・17自保ジャーナル1885号108頁	兵庫県南あわじ市の橋で普通貨物自動車に接触され自転車ごと河川（河川名不明）に転落した死亡事故の損害賠償請求（一部認容・一部棄却）
[222]	東京地判平成24・7・20判タ1391号134頁	東川（荒川水系柳瀬川支流の1級河川・所沢市）堤防の河川管理用道路の陥没による自動車事故の保険会社から河川管理者（埼玉県）への求償金請求（棄却）
[223]	静岡地判平成24・9・13平成23年（行ウ）第41号	大井川新橋（静岡県島田市）建設のための静岡県の土地収用裁決取消請求（棄却）
[224]	札幌高判平成24・9・21平成23年（ネ）第300号	沙流川（1級河川・北海道）平成15年台風10号水害に関する国賠1条請求（控訴棄却）〔判批〕西田幸介・新判例解説Watch13号（平成25年）63頁

【225】	さいたま地判平成24・9・28 自保ジャーナル1892号156頁	埼玉県富士見市の河川（河川名不明）の河川敷内水路への自動車転落事故の保険金請求（棄却）
【226】	国税不服審判所裁決平成24・10・12裁決事例集89集472頁	河川名不明（種別不明）の河川保全区域に指定されている台帳登録価格のない土地の取得者の登録免許税課税額に対する不服申し立て（一部認容）
【227】	東京地判平成25・1・25平成23年（ワ）第35949号	球磨川（１級河川）市房ダム湖（熊本県球磨郡）湖底の砂金試掘権販売の勧誘に対する損害賠償請求（一部認容・一部棄却）
【228】	東京地判平成25・2・1平成24年（ワ）第10898号	同上（認容）
【229】	岡山地判平成25・3・5判例地方自治382号60頁	一部事業組合である和気・赤磐共同コンポスト事業組合（コンポストセンターは吉井川沿いに所在）が締結した環境整備業務委託契約に対する公金支出差止等請求住民訴訟（棄却）
【230】	最（３小）判平成25・4・16民集67巻4号1115頁	水俣川（２級河川・熊本南部）水俣病認定申請棄却処分取消請求（破棄差戻し） 〔判批〕 山下竜一・法セ704号（平成25年）111頁、島村健・法教396号（平成25年）58頁、397号43頁、越智敏裕・民事判例7号（平成25年）122頁、深澤龍一郎・判例セレクト2013- 2（法教402号、平成26年）5頁、越智敏裕『平成25年度重判』（ジュリ臨増1466号、平成26年）38頁、林俊之・ジュリ1467号（平成26年）70頁、林俊之『最判解民（平成25年度）』（平成28年）〔9事件〕229頁、横内恵『行政判例百選Ⅰ（第7版）』（別ジュリ235号、平成29年）158頁、三好規正『環境法判例百選（第3版）』（別ジュリ240号、平成30年）184頁
【231】	最（３小）判平成25・4・16判時2188号42頁・判タ1390号130頁・訟月60巻12号2518頁	水俣川（２級河川・熊本南部）水俣病認定申請棄却処分取消請求（上告棄却） 〔判批〕 山下竜一・法セ704号（平成25年）111頁、深澤龍一郎・判例セレクト2013- 2（法教402号、平成26年）5頁、原島良成・新判例解説Watch14号（平成26年）321頁、越智敏裕『平成25年度重判』（ジュリ臨増1466号、平成26年）38頁、渋谷勝海・行政関係判例解説平成25年（平成27年）78頁、三好規正『環境法判例百選（第3版）』（別ジュリ240号、平成30年）184頁
【232】	神戸地姫路支判平成25・4・24判タ1405号110頁・判例地方自治372号40頁	用水路（兵庫県佐用町）平成21年台風9号で避難勧告を受けて避難中の転落死亡事故の国賠1条請求（棄却） 〔判批〕 奥宮京子＝高橋哲也・判例地方自治376号（平成26年）4頁
【233】	東京高判平成25・5・22交通民集46巻6号100頁	佐用川（２級河川千種川の支川）平成21年台風9号のため冠水した道路で走行不能となった自動車から降車して避難しようとした運転者らが濁流に流され死亡した事故の自賠責保険金請求（控訴棄却） 〔判批〕 石田清彦・ジュリ1483号（平成27年）100頁・中原太郎『交通事故判例百選（第5版）』（別ジュリ233号、平成29年）34頁
【234】	東京高判平成25・8・7平成25年（ネ）第2541号	【233】と同一事件（控訴棄却）
【235】	東京地判平成25・8・29平成23年（ワ）第41201号	千葉県野田市の用水路への自動車転落事故の保険金請求（棄却）

【236】	名古屋高判平成25・9・25平成21年（ネ）第342号（荒崎水害訴訟）	大谷川（木曾川水系の1級河川）平成14年7月豪雨による大垣市荒崎地区水害国賠2条請求（控訴棄却） 〔判批〕 神山智美・九州国際大学法学論集20巻1＝2号（平成25年）85頁
【237】	大阪高判平成25・11・12判時2217号41頁	河川災害復旧工事用地として買収された土地に関する他主占有者の相続人の時効取得を原因とする所有権移転登記請求（認容） 〔判批〕 石田剛・判評号（判時2262号、平成27年）240頁、辻伸行・リマークス50号（平成27年）6頁
【238】	長崎地判平成25・11・12平成23年（ヨ）第36号・平成24年（ヨ）第5号・平成24年（ヨ）第27号	本明川（1級河川）・有明川（2級河川）が流入する調整地で農業用水を確保する国営諫早湾土地改良事業の干拓地潮受堤防排水門開放差止仮処分事件（一部認容・一部却下）
【239】	仙台地判平成25・12・26平成25年（行ウ）第8号	広瀬川（名取川水系の1級河川）の清流を保護する条例の環境保全区域内マンション建設許可取消請求（却下） 〔判批〕 及川敬貴・新判例解説Watch15号（平成26年）321頁
【240】	最（2小）決平成26・1・17自保ジャーナル1916号1頁	岐阜県可見市の河川（河川名不明）への自動車転落事故の保険金請求（上告棄却・不受理）
【241】	神戸地姫路支判平成26・1・27平成24年（ワ）第779号	加古川（1級河川・兵庫県丹波・東播磨地域）の掘削工事による漁業権侵害に対する国賠1条請求（棄却）
【242】	東京地判平成26・3・20判例地方自治392号98頁	水路（法定外公共物）八王子市公共物管理条例に基づく占用許可申請の不許可処分に対する異議申立却下処分の取消請求（棄却）
【243】	東京地判平成26・3・24判例地方自治392号103頁	新左近川（江戸川区公共溝渠）マリナー条例廃止に伴う施設使用許可条件に対する使用者の取消請求（棄却）
【244】	仙台地判平成26・3・24自保ジャーナル1924号170頁	宮城県岩沼市の用水路への自動車転落事故（物損）の保険金請求（棄却）
【245】	横浜地判平成26・3・26平成22年（行ウ）第45号	今井川（2級河川帷子川の支川）JR東日本が受注した河川改修工事への補助金交付に対する損害賠償請求住民訴訟（一部認容・一部棄却・一部却下）
【246】	熊本地判平成26・3・31判時2233号10頁	水俣川（熊本県南部の2級河川）水俣病被害者互助会訴訟（一部認容・一部棄却） 〔判批〕 吉村良一・リマークス51号（平成27年）54頁
【247】	東京地立川支判平成26・4・17平成24年（ワ）第764号・平成24年（ワ）第1053号・平成24年（ワ）第1655号	大栗川（多摩川水系の1級河川）につき多摩市が建設会社に発注した向ノ岡架橋整備工事で占用許可区域外の掘削で中止命令が出され工事続行不能となった損害賠償請求（一部認容・一部棄却）
【248】	新潟地判平成26・4・17平成16年（ワ）第268号	米山川（2級河川柿崎川の支川）の河川改修工事による地盤沈下損害を主張するショッピングタウンの損害賠償請求（棄却）
【249】	最（1小）決平成26・5・9平成25年（行ツ）第345号・平成25年（行ヒ）第362号	豊川（1級河川）設楽ダムの愛知県の建設事業負担金支出の差止請求住民訴訟（上告棄却・不受理）
【250】	東京高判平成26・5・14平成21年（行コ）第261号	吾妻川（利根川水系の1級河川）ハッ場ダムへの群馬県の建設事業負担金の差止・怠る事実の違法確認請求住民訴訟（一部却下・一部棄却）
【251】	名古屋高判平成26・6・12自保ジャーナル1928号154頁	愛知県刈谷市の河川（河川名不明）への自動車転落事故の保険金請求（控訴棄却）

【252】	東京地判平成26・7・16平成24年（ワ）第10711号	久慈川（１級河川）茨城県日立市の河川敷への自動車転落（物損）の保険金請求（一部認容・一部棄却）
【253】	大阪地判平成26・8・20判例地方自治398号63頁	西除川（大和川水系の１級河川）に策定の大和川水系西除川ブロック河川整備計画との抵触を理由とする堺市都市高速道路建設工事への公金支出差止請求住民訴訟（一部棄却・一部却下）
【254】	東京地判平成26・8・28平成25年（ワ）第850号	びん沼川（荒川水系の１級河川）埼玉県富士見市の河川敷への自動車転落（物損）の保険金請求（棄却）
【255】	大阪高判平成26・8・29平成26年（行コ）第52号	富田市の生活排水処理のための浄化槽整備推進事業に対する公金支出差止請求住民訴訟（控訴棄却）
【256】	佐賀地決平成26・9・5平成26年（モ）第２号	諫早湾干拓地潮受堤防の排水門の開放を命じた【202】に関する強制執行停止申立（認容）
【257】	大阪高判平成26・9・24平成26年（行コ）第76号	淀川左岸線２期事業（有料道路事業）と淀川スーパー堤防（街路事業）の合併施行方式の技術検討委員会議事録の公開処分取消請求（控訴棄却）
【258】	東京地判平成26・9・29平成24年（ワ）第15261号	岡山県倉敷市の用水路への自動車転落事故の保険金請求（棄却）
【259】	高松地判平成26・10・6平成21年（行ウ）第９号・平成22年（行ウ）第13号	別当川（２級河川・香川県）内海ダム再開発工事取用裁決等取消請求（一部棄却・一部却下）
【260】	静岡地判平成26・10・23平成23年（行ウ）第42号	大井川新橋（静岡県島田市）建設のための静岡県の土地収用に対する地権者の損失補償請求（棄却）
【261】	大分地判平成27・1・14平成25年（ワ）第106号	大分川に流下する水源地（私水）を所有する大分県由布市の行政区（権利能力なき社団）に対する水路維持管理組合の水利権確認請求（一部認容・一部棄却）
【262】	最（２小）決平成27・1・22判時2252号33頁・判タ1410号55頁	本明川（１級河川）・有明川（２級河川）が流入する調整池で農業用水を確保する諫早湾干拓地潮受堤防排水門開放の間接強制決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件（抗告棄却） 〔判批〕岩橋健定・法教417号（平成27年）44頁、金炳学・新判例解説Watch17号（平成27年）169頁、西川佳代・判例セレクト2015-2（法教426号、平成28年）32頁、岡田洋一・判評683号（判時2274号、平成28年）158頁、野村秀敏・ひろば69巻1号（平成28年）50頁、興津征雄『平成27年度重判』（ジュリ臨増1492号、平成28年）53頁、青木哲『平成27年度重判』（ジュリ臨増1492号、平成28年）129頁、巽智彦・自治研究92巻9号（平成28年）144頁、寺村信道・同志社法学68巻5号（平成28年）475頁、松村和徳・リマークス52号（平成28年）134頁
【263】	最（２小）決平成27・1・22判時2252号36頁・判タ1410号58頁	【262】と同一事件（抗告棄却） 〔判批〕岩橋健定・法教417号（平成27年）44頁、岡田洋一・判評683号（判時2274号、平成28年）158頁、興津征雄『平成27年度重判』（ジュリ臨増1492号、平成28年）53頁、青木哲『平成27年度重判』（ジュリ臨増1492号、平成28年）129頁、巽智彦・自治研究92巻9号（平成28年）144頁、寺村信道・同志社法学68巻5号（平成28年）475頁、川嶋四郎・法セ745号（平成29年）120頁
【264】	東京地判平成27・2・4平成26年（ワ）第9264号	八田川（相模川水系笹子川の支川）山梨リニア実験線トンネル工事による地下水減少の復旧請求（訴え却下）

【265】	さいたま地判平成27・2・26 平成26年(わ)第1318号・平 成26年(わ)第1582号	荒川第一調整池(さいたま市桜区・戸田市)荒川彩湖公園複 合遊具修繕工事につき河川管理者の許可がなく未施工にもか かわらず工事代金の支払命令書を作成・行使したさいたま市 職員(懲役2年・執行猶予4年)
【266】	那覇地判平成27・3・18平成 19年(行ウ)第13号	沖縄県北部やんばる地域の流域育成林整備事業(林道開設事 業)公金支出差止等請求住民訴訟(棄却・却下)
【267】	名古屋高判平成27・3・19平 成28年(行コ)第39号	鉱山開発業者の保安林指定解除拒否処分取消等・市道供用開 始決定等無効確認・公共用物(用悪水路)使用収益拒否処分 取消等・損害賠償請求(控訴棄却)
【268】	仙台高秋田支判平成27・3・ 25平成26年(行コ)第1号	秋田港の港湾区域内水域に小型船舶を係留する者の、水域占 用不許可処分取消等請求(控訴棄却)
【269】	大阪地判平成27・3・27判例 地方自治410号22頁	木津川(淀川支流の1級河川)に排出される北浜逢阪貯留管 (西天満・天王寺動物園間の地下トンネル式雨水滞水池)への 公金支出差止等請求住民訴訟(棄却)
【270】	和歌山地判平成27・3・30平 成23年(行ウ)第2号	日高川(和歌山県中部を流れる2級河川)椿山ダム(多目的 ダム)からの洪水時の微細濁質放流による沿岸漁業被害(一 部棄却・一部却下) 【判批】及川敬貴・新判例解説Watch18号(平成28年)305頁
【271】	東京地判平成27・4・23金判 1478号37頁・資料版商事法務 376号176頁	信濃川(1級河川)JR東日本信濃川発電所の取水許可取消し に係る株主代表訴訟(棄却) 【判批】本村健=吉原朋成=伊藤広樹=青木晋治=大浦貴史= 坂本雅史・旬刊商事法務2079号(平成27年)77頁、エドアルド・ メスキタ・ジュリ1498号(平成28年)139頁、山本為三郎・リ マークス53号(平成28年)86頁
【272】	東京高判平成27・6・11平成 26年(行コ)第360号(シロ クマ事件)	公害紛争処理法26条1項に基づく二酸化炭素排出量削減を求 める調停の申請却下決定の取消請求(控訴棄却) 【判批】大橋真由美『環境法判例百選(第3版)』(別ジュリ 240号、平成30年)212頁
【273】	東京地判平成27・6・15判タ 1422号183頁	新左近川(江戸川区公共溝渠)マリナー条例廃止後の管理瑕 疵を理由とする損害賠償請求(棄却)
【274】	東京高判平成27・6・18平成 26年(行コ)第196号	千葉県館山市の残土処理場の事業許可取消請求(控訴棄却)
【275】	高松地判平成27・6・22平成 22年(行ウ)第7号・平成22 年(行ウ)第9号	別当川(2級河川・香川県)内海ダム再開発事業への香川県・ 小豆島町の公金支出差止請求住民訴訟(棄却)
【276】	最(3小)決平成27・7・14 平成26年(オ)第462号・平 成26年(受)第588号	岡山市北区に建設予定の管理型産業廃棄物最終処分場の建設 差止請求(上告棄却・不受理……住民側勝訴確定)
【277】	水戸地判平成27・7・17平成 21年(ワ)第153号(霞ヶ浦 導水差止請求事件)	霞ヶ浦(常陸利根川:利根川の支川)。湖沼水質保全特別措置 法指定湖沼)霞ヶ浦導水事業の那珂導水路那珂樋管新設工事 に対する漁業者の差止請求(棄却)
【278】	広島高判平成27・8・6平成 24年(ネ)第443号	長瀬川(山口県の2級河川木屋川の支川・日野川の支川)上 流の安定型産業廃棄物埋立処分場操業差止請求(原判決取消 し・棄却)
【279】	横浜地判平成27・8・26判例 地方自治411号17頁	水道用供水供給事業(酒匂川水系・相模川水系)への川崎市 の公金支出差止請求住民訴訟(一部却下・一部棄却)

[280]	福岡高判平成27・9・7平成23年（ネ）第771号	国営諫早湾土地改良事業の諫早湾干拓地潮受堤防の排水門の開門請求（原判決一部取消し） 〔判批〕 須加憲子・新判例解説Watch20号（平成29年）301頁
[281]	最（3小）判平成27・9・8平成26年（行ツ）第107号・平成26年（行ヒ）第111号	ハッ場ダム建設事業への千葉県公の金支出差止請求住民訴訟（上告棄却・不受理）
[282]	最（3小）決平成27・9・8平成26年（行ツ）第231号・平成26年（行ヒ）第235号	思川開発事業（水資源機構）・湯西川ダム建設事業（関東地整）・ハッ場ダム建設事業（関東地整）への栃木県公の金支出差止請求住民訴訟（上告棄却・不受理）
[283]	最（2小）決平成27・9・9平成27年（行ツ）第138号・平成27年（行ヒ）第166号	ハッ場ダム建設事業への埼玉県公の金支出差止・怠る事実の違法確認請求住民訴訟（上告棄却・不受理）
[284]	最（1小）決平成27・9・10平成25年（行ツ）第369号・平成25年（行ヒ）第383号	ハッ場ダム建設事業への東京都公の金支出差止・怠る事実の違法確認請求住民訴訟（死亡による訴訟終了）
[285]	最（1小）決平成27・9・10平成26年（行ツ）第355号・平成26年（行ヒ）第382号	ハッ場ダム建設事業への茨城県公の金支出差止・怠る事実の違法確認請求住民訴訟（上告棄却・不受理）
[286]	東京地判平成27・9・16平成26年（行ウ）第231号	新左近川（江戸川区公共溝渠）マリナー条例廃止によるブレイボート係留施設廃止処分取消訴訟（却下）
[287]	横浜地判平成27・9・16判例地方自治410号67頁	河川名不明（神奈川県川崎市）無許可係留の船舶の撤去命令に対する取消請求（棄却）
[288]	東京地判平成27・9・18平成27年（行ウ）第142号	新左近川（江戸川区公共溝渠）マリナー条例廃止による原状回復処分の取消請求（却下）
[289]	最（2小）決平成27・11・18平成27年（行ツ）第12号・平成27年（行ヒ）第13号	江戸川（利根川水系の1級河川）江戸川区スーパー堤防事業の取消請求（上告棄却・不受理）
[290]	最（3小）決平成27・12・14裁判集刑事318号171頁	東日本大震災で放射性物質に汚染された木材チップを滋賀県内の河川管理用通路に廃棄した廃棄物処理法事件の訴訟記録の閲覧申出の一部不許可処分に対する特別抗告（棄却） 〔判批〕 高倉新喜・法学セミナー736号（平成28年）124頁
[291]	松江地判平成27・12・14平成24年（ワ）第52号	糸谷川（島根県江津市は1級河川指定区間、島根県邑智郡は普通河川）の普通河川への養豚場の汚水排出事故に対する河川管理者の損害賠償請求（一部認容・一部棄却）
[292]	山形地判平成27・12・15平成25年（ワ）第291号	自宅付近の側溝（土地改良区管理の水路を山根市が引き継ぐ）への転落死亡事故の国賠2条請求（棄却）
[293]	最（1小）決平成27・12・21平成27年（受）第17号	諫早湾干拓地潮受堤防の排水門開門に係る間接強制決定の変更申立（抗告棄却）
[294]	松江地判平成28・1・18平成26年（行ウ）第4号	中海（1級水系斐伊川の本流の一部）産業廃棄物処理施設変更許可処分の取消請求（一部棄却・一部却下）
[295]	札幌地岩内支判平成28・4・8判例地方自治412号85頁	冷水川（1級河川尻別川の支川）の歩行者転落死亡事故の国賠1条請求（棄却） 〔判批〕 矢田高子・判例地方自治417号（平成29年）92頁
[296]	最（3小）決平成28・4・26平成27年（オ）第472号・平成27年（受）第586号	三戸川（赤羽川水系の2級河川）紀伊長島町水道水源条例に基づく産業廃棄物中間処理施設の事業場認定処分による紀北町への損害賠償請求（上告棄却・不受理）

[297]	福島地判平成28・5・24判時2342号66頁	産業廃棄物処理施設の建設工事続行差止仮処分の申立てに対する、事業者の損害賠償請求（棄却）
[298]	松山地判平成28・5・30平成26年（わ）第81号	加茂川（愛媛県西条市を流れる2級河川）幼稚園児の溺死事故の幼稚園長・教諭の業務上過失致死傷（園長罰金50万円、教諭無罪） 〔判批〕古川伸彦・名古屋大学法政論集268号（平成28年）271頁、岡部雅人・愛媛大学法文学部論集41号（平成28年）81頁
[299]	最（3小）決平成28・5・31平成27年（行ツ）第461号・平成27年（行ヒ）第508号	木曾川水系連絡導水路事業（水資源機構）への愛知県の公金支出の差止請求住民訴訟（上告棄却・不受理）
[300]	仙台高判平成28・6・24平成27年（ネ）第205号	施設から外出して河川（河川名不明）で溺死した障害者の遺族の、施設に対する損害賠償請求（原判決一部変更・一部棄却）
[301]	最（3小）決平成28・7・5平成27年（行ツ）第407号・平成27年（行ヒ）第442号	矢ノ川（三重県尾鷲市の2級河川）上流の砂利採取計画の認可の義務づけ訴訟（上告棄却・不受理）
[302]	大阪地判平成28・7・28判例地方自治424号71頁	泉佐野市が管理する水路敷に設置された通路橋等の撤去に関する損害賠償請求住民訴訟（棄却）
[303]	東京地判平成28・9・7平成25年（ワ）第21231号・平成28年（ワ）第17634号	河川名不明（平塚市）の旧河川区域内の土地に送電用鉄塔を有する東京電力に対する敷地取得者の撤去請求（一部認容・一部棄却）
[304]	札幌高判平成28・9・8平成28年（行コ）第10号	石狩川（1級河川）永山取水施設の共有持分を有する日本製紙への旭川市の固定資産税徴収を怠る事実の違法確認請求住民訴訟（控訴棄却）
[305]	札幌高判平成28・9・16平成28年（行コ）第11号	石狩川（1級河川）永山取水施設の旭川市取得の防火用水につきJR北海道への使用料徴収を怠る事実の違法確認請求住民訴訟（控訴棄却）
[306]	大阪地判平成28・9・16判例地方自治424号77頁	水路（柏原市所有管理の法定外公共物）への無許可のコンクリート打設に対する柏原市の管理を怠る事実の違法確認・損害賠償請求住民訴訟（一部棄却・一部却下）
[307]	秋田地判平成28・9・26平成24年（ワ）第386号	草生津川（秋田市内を流れる1級河川・県管理）の広域河川改修工事による不同沈下で損傷した建物所有者の国賠1条請求（一部認容・一部棄却）
[308]	山形地判平成28・10・18平成28年（行ウ）第2号	前川ダム（最上川水系前川支流（上市市）に山形県が建設した治水ダム）東線道路改良工事公金支出差止請求住民訴訟（棄却）
[309]	福井地判平成28・11・30平成25年（ワ）第246号	福井市所有のため池を無断で埋め立てた建設業者に対する損害賠償請求（一部認容・一部棄却）
[310]	長崎地佐世保支決平成28・12・20平成28年（ヨ）第1号	石木川（長崎県の2級河川棚川の支川）石木ダム建設工事・県道付替工事続行禁止仮処分命令申立事件（却下）
[311]	東京地判平成29・1・25平成26年（ワ）第29852号	江戸川区スーパー堤防の事業予定地の建物所有者による差止請求（一部棄却・一部却下）
[312]	最（1小）決平成29・2・2平成28年（行ヒ）第42号	犀川（2級河川・金沢市）辰巳ダム建設事業の取用土地所有者の事業認定取消請求（上告不受理）
[313]	最（3小）決平成29・2・7平成28年（オ）第1697号・平成28年（受）第2140号	産業廃棄物処理施設予定地内の私道と法定外公共物（里道・水路）の路線廃止・用途廃止をしなかった兵庫県三木市に対する事業者の国賠1条請求（上告棄却・不受理）

[314]	大阪地判支判平成29・2・16 平成28年（わ）第697号	居眠り運転で河内長野市のダムに転落、同乗者5名死亡の自動車運転死傷処罰法違反事件（禁錮4年6月）
[315]	最（3小）決平成29・2・21 平成28年（行ツ）第278号・ 平成28年（行ヒ）第323号	路木川（2級河川・天草市）路木川河川総合開発事業・路木ダム建設事業への熊本県の公金支出差止・損害賠償請求住民訴訟（上告棄却・不受理）
[316]	東京高判平成29・3・9判例 地方自治438号33頁	水路（長岡市の法定外公共有）に接する土地の固定資産税評価審査決定取消請求（控訴棄却）
[317]	仙台高秋田支判平成29・4・ 26平成27年（行コ）第4号	成瀬川（雄物川水系の1級河川）成瀬ダム事業への秋田県の公金支出差止・怠る事実の違法確認・損害賠償請求住民訴訟（一部棄却・一部変更）
[318]	仙台高秋田支判平成29・5・ 17平成28年（行コ）第4号	成瀬川（雄物川水系の1級河川・秋田県）成瀬ダム事業への横手市の建設負担金支出差止・怠る事実の違法確認・損害賠償請求住民訴訟（控訴一部棄却・原判決一部変更）
[319]	高松地判平成29・5・24平成 27年（ワ）第369号・平成28 年（ワ）第80号	香川県三豊市ため池幼児転落死亡事故の県・土地改良区・水利組合への国賠2条請求（一部認容・一部棄却）
[320]	大阪高判平成29・8・30判例 地方自治438号87頁	奈良県宇陀郡御杖村の河川（名張川？正蓮寺川？桃俣川？）コンクリート製護岸への歩行者転落死亡事故の御杖村に対する国賠2条請求（控訴棄却） 〔判批〕 亀井隆太・判例地方自治443号（平成31年）99頁
[321]	東京高判平成29・9・20平成 29年（う）第344号（天竜川 舟下り転覆死亡事件）	天竜川舟下りで舟が左岸崖壁に衝突・転覆し5名が死亡した業務上過失致死事件（原判決破棄・無罪） 〔判批〕 古川伸彦・名古屋大学法政論集279号（平成30年）245頁
[322]	福井地判平成29・9・27判タ 1452号192頁・判例地方自治 444号64頁	福井県敦賀市の廃棄物最終処分場から周辺河川（河川名不明）に流入した汚染水対策に係る事務管理費用償還請求（一部認容・一部棄却）
[323]	京都地判平成29・10・6平成 26年（ワ）第3716号（弥陀次 郎川水害訴訟第1審判決）	弥陀次郎川（1級河川淀川の1次支流）平成24年8月京都市南部豪雨での堤防決壊洪水被害の国賠2条請求（棄却） 〔判批〕 久末弥生・新判例解説Watch22号（平成30年）55頁
[324]	最（2小）決平成29・10・18 平成29年（行ツ）第53号・平 成29年（行ヒ）第51号（第2 次泡瀬干潟埋立公金支出差止 請求事件）	沖縄県・沖縄市による泡瀬干潟の埋立事業に係る公金支出差止請求住民訴訟（上告棄却・不受理）
[325]	東京地判平成29・10・25平成 29年（ワ）第10926号	神田川（荒川水系の1級河川）分水路新設事業に係る東京都の土地取用に対する国賠1条請求（棄却）
[326]	山形地判平成29・11・6平成 28年（行ウ）第1号	忠川（最上川支川・前川の支川）近傍の上山市清掃工場用地造成工事公金支出差止・損害賠償請求住民訴訟（棄却）
[327]	東京高判平成29・11・29平成 29年（行コ）第259号（新潟 水俣病認定義務付け訴訟控訴 審判決）	阿賀野川（1級河川）新潟水俣病認定申請棄却処分取消請求（控訴一部棄却・原判決一部取消し） 〔判批〕 清水晶紀・新判例解説Watch23号（平成30年）293頁
[328]	最（3小）決平成29・12・5 平成29年（行ツ）第136号・ 平成29年（行ヒ）第144号	江戸川（利根川水系の1級河川）東京都市計画事業北小岩一丁目東部土地区画整理事業（江戸川区スーパード防事業）施行区域内における仮換地指定処分の無効等確認請求（上告棄却・不受理）

【329】	最（2小）決平成30・1・19 平成29年（行ツ）第320号・平 平成29年（行ヒ）第375号	岩木川（1級河川）河川敷のゴルフ場への弘前市の補助金支 出に対する公金支出差止・損害賠償請求住民訴訟（上告棄却・ 不受理）
【330】	東京地判平成30・1・31判時 2398号93頁	中津川（神奈川県足柄上郡松田町を流れる酒匂川水系の河川）自 動車転落死亡事故に係る保険金支払請求（一部認容・一部棄却）
【331】	最（1小）決平成30・3・8 平成29年（オ）第1505号・平 平成29年（オ）第1506号・平成 29年（受）第1855号・平成29 年（受）第1856号	JR東海新幹線鳥飼車両基地の地下水汲み上げに対する摂津市 の差止請求・環境保全協定の適用確認請求（上告棄却・不受理）
【332】	福岡高判平成30・3・19平成 29年（ネ）第493号	諫早湾土地改良事業の干拓地潮受堤防開門差止請求への独立 当事者参加の申出（控訴一部却下・一部訴訟終了・一部移送） 〔判批〕川嶋隆憲『平成30年度重判』（ジュリ臨増1531号、平 平成31年）123頁
【333】	仙台高判平成30・3・23平成 28年（ネ）第85号	尾花沢市の土砂災害特別区域内に居住する住民に対して、かけ 地近接等危険住宅移転事業に係る補助金の説明を行わず支給機 会を失わせたことに対する国賠1条請求（原判決取消し・認容）
【334】	京都地判平成30・3・23平成 23年（ワ）第2500号	京都府向日市の公園地下に設置した雨水抑留施設（雨水貯留 槽）から地中に流出した雨水により近隣住宅に浸水被害が発生 したことから、向日市が施工業者に損害賠償を請求した事 案（一部認容・一部棄却）
【335】	大阪高判平成30・3・28判時 2384号66頁・労働判例ジャー ナル78号38頁	水俣川（熊本県南部を流れる2級河川）チッソ事件（水俣病 補償協定上の地位確認請求）（原判決取消し・棄却）
【336】	長野地判平成30・3・30判例 地方自治441号42頁	長野県安曇野市の一般廃棄物処分場の許可申請許可処分取消 請求（一部棄却・一部却下）
【337】	静岡地判平成30・5・11平成 29年（行ウ）第12号	巴川（静岡市を流れる2級河川）河川改修工事による土地取 用の補償金額決定の違法を理由とする損失補償請求（棄却）
【338】	神戸地判平成30・5・22平成 25年（ワ）第2192号・平成25 年（ワ）第2202号	兵庫県三木市の、里道・水路の隣接土地所有者に対する筆界 確定、里道・水路上建物の取去・里道・水路明渡請求、里道・ 水路の維持補修工事のための土地立入等妨害禁止請求（認容）
【339】	東京地判平成30・5・30平成 28年（ワ）第24352号	境川（千葉県浦安市を流れる1級河川）でのカヤックの水難 死亡事故に係る保険金請求（棄却）
【340】	最（1小）決平成30・6・14 平成30年（行ヒ）第158号	エゾナキウサギの生息地である北海道佐幌岳北斜面のスキー 場建設に係る国・北海道の国有林野使用許可処分・開発行為 許可処分に対する自然保護団体等の無効確認請求（上告不受理）
【341】	大津地判平成30・6・26平成 28年（ワ）第279号	鴨川（淀川水系の1級河川）滋賀県高島市の河川区域への東 日本大震災・福島原発事故で放射性セシウムに汚染された木 くずの不法投棄に対する滋賀県の損害賠償請求（一部認容・ 一部棄却）
【342】	長崎地判平成30・7・9平成 27年（行ウ）第4号	川棚川（長崎県の2級河川）石木ダム事業認定処分の取消請 求（一部棄却・一部却下） 〔判批〕久末弥生・新判例解説Watch24号（平成31年）43頁

【343】	福岡高判平成30・7・18平成29年（う）第249号・平成29年（う）第250号	志佐川（伊万里市・松浦市を流れる２級河川）夏休みイベント企画での川遊び中の８歳の児童水死事故に係る業務上過失致死事件（原判決破棄・無罪） 【判批】稲垣悠一・専修ロージャーナル14号（平成30年）225頁
【344】	熊本地判平成30・7・20平成27年（ワ）第512号	白川（熊本の１級河川）平成24年7月九州北部豪雨による水害被害者の熊本県に対する国賠２条請求（棄却） 諫早湾土地改良事業の干拓地潮受堤防水門開放請求に対する請求異議（原判決取消し）
【345】	福岡高判平成30・7・30平成27年（ネ）第19号	【判批】宮澤俊昭・新・判例解説Watch24号（平成31年）275頁
【346】	広島地判平成30・9・19平成27年（行ウ）第14号・平成29年（行ウ）第22号	本安川（太田川水系の１級河川）船上食事施設（かき船・広島市）の河川占用許可の取消請求（一部棄却・一部却下） 【判批】友岡史仁・新判例解説Watch25号（令和元年）43頁
【347】	金沢地判平成30・11・2平成29年（ワ）第7号	水路（金沢市管理の準用河川）への市道歩行者転落負傷事故の国賠２条請求（一部認容・一部棄却）
【348】	最（３小）決平成30・11・20平成30（行ツ）第49号・平成30年（行ヒ）第62号	浅川（信濃川水系の１級河川・長野県）浅川ダムへの長野県の公金支出差止・損害賠償請求住民訴訟（上告棄却・不受理）
【349】	名古屋地判平成30・11・29平成30年（行ウ）第36号	愛知県知事が行った太陽光発電設備設置のための森林・ため池・農地の開発許可の差止請求（却下）
【350】	松山地西条支判平成30・12・19平成25年（ワ）第117号	加茂川（愛媛県西条市を流れる２級河川）増水による幼稚園児の死傷事故における、幼稚園に対する損害賠償請求（一部認容・一部棄却）
【351】	福岡地判平成31・1・17平成28年（ワ）第3884号	多々良川（福岡市を流れる２級河川）の河川区域（２号地）に県道からロードバイクごと転落負傷した事故の国賠２条請求（一部認容・一部棄却）
【352】	鹿児島地判平成31・2・26平成25年（ワ）第496号	鹿児島県薩摩川内市の採石場跡地の産業廃棄物処理施設の建設差止請求（一部訴訟終了・一部棄却）
【353】	松山地判平成31・2・26平成29年（ワ）第242号	肱川（愛媛県南予の１級河川）狩野川ダム（愛媛県大洲市肱川町）に増設のトンネル洪水吐からの放流差止請求（棄却）
【354】	東京高判平成31・2・27平成28年（ネ）第5176号	茨城県那珂郡東海村に設置予定の産業廃棄物中間処理施設の建設差止請求（原判決取消し・認容）
【355】	最（３小）決平成31・3・5平成30年（オ）第1218号・平成30年（受）第1500号	阿賀野川（１級河川）新潟水俣病損害賠償請求（上告棄却・不受理）
【356】	仙台高判平成31・3・15平成30年（ネ）第150号	只見川（阿賀野川水系の１級河川）平成23年7月新潟・福島豪雨による洪水被害者らの、ダムおよび調整池の管理者である東北電力・電源開発に対する損害賠償請求（棄却）
【357】	徳島地判平成31・3・27平成24年（行ウ）第15号	地方自治法上の一部事務組合である（徳島県）美馬環境整備組合が行った栢原最終処分場施設建設工事計画に係る公金違法支出差止等請求住民訴訟（一部棄却・一部訴訟終了）
【358】	名古屋高金沢支判平成31・4・17平成30年（ネ）第167号・平成31年（ネ）第11号	金沢市の市道を歩行中、市道に接する水路に転落負傷した者の国賠２条請求（控訴棄却）

1 河川の使用と規制

まず、河川管理者が行う河川の使用許可（不許可）および規制に対して不服が申し立てられ、あるいは河川管理者の監督処分（河川法75条）に対して異議が唱えられた事案から見てゆくことにしよう。

（1）流水の占用許可

「河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない」（河川法23条）。

（a）流水占用許可の取消請求

【77】は、堆砂問題に悩む天竜川において、河川管理者（建設省）が行った中部電力・泰阜ダムの流水占用許可および土地占用許可（河川法24条。後記（2））の更新に対し、上流の川路地区の農地所有者が、ダムの存続により天竜川の河床が上昇し洪水被害を蒙るおそれがあるとして、許可処分の取消しを求めた事案である。第1審（名古屋地判平成7・1・30行裁集46巻1号35頁）は、河川管理者の許可処分に裁量権の逸脱、濫用に当たるとすべき事情は認められないとして原告の請求を棄却したため、原告が控訴。判旨は、以下のように説示して控訴を棄却した。

本件処分当時、本件ダムによる河床上昇への影響はなお存在していたものの、これによる洪水被害の発生ないし拡大を予防すべく、天竜川上流域において国により総合的な治水事業が行われ、川路地区についていえば、一定規模までの洪水の溢水阻止とそれ以上の洪水の場合における人命等の被害予防及び財産的損害の補償というそれ自体完結した内容を持つ中堤防計画が実現したことにより、右影響は相当程度減少し、あるいはカバーされていたと認められる上、将来に生じ得る影響に対しても、洪水被害の予防という観点からは完成度の高い地上げ計画が進捗しつつあったというのであるから、本件ダムの存在が洪水被害に与える影響は、社会通念上容認できる程度に除去されていたと判断することができる。⁽⁷⁹⁾

(79) その後、原告（控訴人）は上告したが、朝日新聞平成12年6月22日朝刊（長野）「住民側の上告、最高裁が棄却 泰阜ダム水利権取り消し訴訟」によれば、最高裁第3小法廷が上告棄却の判決を言い渡した旨、中部建設局から連絡を受けた飯田市が、21日の市議会で明らかにしたという。天竜川をはじめとする電力ダム建設に伴う堆砂問題については、澤頭芳博＝三浦彰夫＝角田隆司「天竜川ダム再編事業における排砂工法の検討状況（特集：既設ダムの有効活用）」ダム技術242号（平成18年）155頁、「ダム貯水池における堆砂問題とその対策（第1回）～（第6回）」電力土木355号（平成23年）50頁、356号140頁、357号（平成24年）114頁、358号84頁、359号77頁、360号115頁、戸田三津夫「ダム堆砂をどうする——天竜川「佐久間ダム」での最善解決策を考える」陸の水64号（平成26年）39頁、高木見人＝近藤浩市「（現場報告）天竜川ダム再編事業の恒久堆砂対策」ダム技術370号（平成29年）20頁。

【157】は、河川管理者（建設大臣）が行った昭和電工の青木・常磐・広津各発電所の高瀬川水系・鹿島川および青木湖からの発電用水取水許可処分に対して、大町市の住民および漁業組合の組合員が、許可処分の取消しを請求した事案である。第1審（長野地判平成16・3・26平成10年（行ウ）第9号）は、原告の主張する「環境権ないし自然享有権を具体的な権利として認めるべき実体法上の根拠がなく、その帰属主体、要件、効果等も不明確であるから権利として未成熟である」として、原告適格を認めず、訴えを却下したため、原告が控訴。だが、判旨は、原判決は結論において相当であるとして、控訴を棄却した。⁽⁸⁰⁾

（b）発電用水の不正取水

【271】は、JR東日本信濃川発電所の流水占用許可取消処分に係る株主代表訴訟である。

事柄の発端は、平成18年10月30日、中国電力が俣野川発電所・土用ダムの報告データ改竄を認めたことに始まる。さらに、平成19年2月14日、東京電力と関西電力から超過取水の報告を受けた国土交通省は、発電事業者に対して報告を求め、3月28日、河川法75条1項に基づき、違法取水を行った発電水利使用者に対して取水停止ないし最大取水量の10%減量の処分を行った。⁽⁸¹⁾ところが、このときJR東日本は、信濃川発電所・宮中ダムの取水データにつき、実際には「上限設定」プログラム（最大取水量を超過しても最大取水量を取水したように記録する改竄プログラム）を使用していたにもかかわらず「適正」と回答。だが、翌平成20年8月に違法取水の事実が発覚、9月10日、国土交通省は、最大取水量の10%減量の処分を行うが、違法取水にとどまらず、虚偽報告まで行った点を悪質と判断した国土交通省は、平成21年3月10日、JR東日本の流水占用許可（河川法23条）・土地占用許可（河川法24条）を取り消した。信濃川発電所の停止により、会社が電力会社から買電した場合の損失は、年間100億円といわれる。そのため、取締役会は、発電所の再稼働

(80) なお、朝日新聞平成19年2月28日朝刊（長野東北信）「大町・青木湖、17年ぶり大減水 昭和電工の発電用取水口修理で」参照。

(81) 国土交通省河川局、平成19年3月28日「発電水利使用者に対する指示について」（http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/05/050328_2.html）、平成19年4月20日「不適切な水利使用のあった10電力会社に対する再発防止策と重大な違反事案に係る監督処分について」（http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/05/050420_2.html）。

に必要な地元の同意を得るため、十日町市に30億円、小千谷市に20億円、川口町に7億円を寄附することを決議し、社長が11月25日に十日町市、26日に小千谷市と川口町を訪問して謝罪と寄附の申出を行った。

【271】は、株主らが、当時の取締役・監査役らに対し、上記総計57億円の寄附の支出について損害賠償を請求した事案であるが、判旨は、当時の役員は不正取水に気づくことが著しく困難であり任務懈怠責任は認められないとして、株主らの請求を棄却した。⁽⁸²⁾

(c) ヤミ転用

〔河川法〕第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない〔河川法34条の2〕。しかし、河川管理者は、同条にいう「譲渡」の概念を、同一目的の水利使用の場合（たとえば農業者間で農業用水を融通する場合）と捉え、他目的転用（たとえば農業用水から工業用水・水道用水への転用）は同条の「譲渡」に含まれないと解しているため、他目的転用の場合には、いったん河川法23条の許可水利権を河川管理者に返上したうえ、従前の利水者と新規利水者で取水量の分配を行うことになる。だが、その際には、従前の利水者の取水量についても再審査が入り、慣行水利権については法定化（許可水利権への移行）が求められることから、昭和40～50年代、農業用水から都市用水（工業用水・水道用水）への転用に関しては、河川法上の手続を踏まない「ヤミ転用」が横行していた。

【99】志免町給水拒否訴訟は、マンション分譲業者との間の給水契約の締結を拒否した水道事業者である志免町には、水道法15条1項⁽⁸³⁾にいう「正当の事由」がある旨を説示した事案であるが、志免町の水道水源は、①旧国鉄の志免鉱業所から譲り受けた御笠川の伏流水を汲み上げた御笠川水源、②宇美川の伏流水を汲み上げた吉原水源、③旧馬越水源、④新馬越水源、⑤湖水（七夕谷水源）、⑥福岡地区水道企業団との協定に基づく浄水受水、⑦須恵町との災害時等緊急応援に関する協

(82) 「特集：信濃川不正取水問題を考える」国労文化495号（平成22年）58頁、上原裕之「（講演録）話し合いによる紛争の解決——信濃川発電所の違法取水問題を題材にして」登記情報627号（平成26年）8頁。

(83) 水道法15条（給水義務）1項「水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない」。

定に基づく浄水受水、⑥農業水利権者との有償契約に基づく宇美川からの取水から成り立っている。このうち、①～④は水道法6条以下の認可を受けた水源であるが、⑤・⑥は無認可の水源で、⑥は河川法との関係でも「ヤミ転用」に該当し、そして、⑥の無許可買水は③の七夕谷水源地に貯留されているため、③に関する水道法の認可の適法性にも影響する。

（2）土地の占用許可

「河川区域内の土地を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない」（河川法24条）。

（a）プレジャーボート等の不法係留

同条関連の平成期の代表的な裁判例は、プレジャーボートやヨットの不法係留の事案である。

昭和50年代から平成初期のバブル経済期にかけて、マリンスポーツが盛んになるにつれ、小型船舶の不法係留が増加していた（建設省の平成4年の調査では全国で7万8607隻とされる⁽⁸⁴⁾）。そのため、河川管理者は、河川法24条の許可を得ていない係留施設（係留杭等）を除却する行政代執行に乗り出し、平成9年河川法改正で、同法75条1項柱書の工作物の除却に関して「（第24条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む）」とのかっこ書を追加したが（前記Ⅱ2（1）⁽⁸⁵⁾⑥）、これに対して、利用者が異議を唱える事案が続出したのである（【3】【17】【23】【76】【165】【192】【201】【287】）。

なお、係留施設の新築・改築・除却については、河川法24条の土地占用許可のほか、後記（4）河川法26条の工作物の新築等の許可も必要となる。

また、小型船舶の河川の通航に関しては、河川法28条に基づき「1級河川にあっては政令で、2級河川にあっては都道府県の条例で、河川管理上必要な範囲内において、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる」。1級河川に関する政令の規定（河川法施行令16条の2）による制限には、

(84) 建設省河川法研究会（編著）『〔平成9年〕改正河川法の解説とこれからの河川行政』（ぎょうせい、平成9年）83頁。

(85) なお、総トン数20トン未満の船舶には船舶法の登録制度が適用されない（同法20条）、同法に基づく係留場所の届出の必要はなかった。しかし、平成13年7月4日法律第102号「小型船舶の登録等に関する法律」が制定され、船籍港（＝係留場所）の登録が要求されることとなった。

開門の通航に関する制限と、河川管理者が指定した水域に関する制限がある⁽⁸⁶⁾。一方、2級河川・準用河川に関する都道府県・市区町村の条例の中には、小型船舶に関する規律を設けている例も多い（なお、江戸川区の区営マリナー設置条例の廃止に対して、係留場所利用者から不服が申し立てられた事案として【243】【273】【286】【288】がある⁽⁸⁷⁾）。

以上の河川法適用事例のほか、漁港・港湾での不法係留の事案として【19】【268】がある⁽⁸⁸⁾。

(b) その他

河川法24条の土地占用許可をめぐる事案としては、上記（a）のほか、【62】河川敷の自動車練習コースの継続使用不許可処分に対する取消請求、【66】堤防法敷の道路使用の更新申請却下処分の取消請求、【135】琵琶湖のヨシ群落のための土地占用許可処分の取消請求、【173】河川区域に無許可で建物を建築する者に対し、河川法75条・建築基準法9条・自然公園法27条に基づく工作物除却・原状回復を命ずることを滋賀県知事に求める義務づけ訴訟（行政事件訴訟法3条6項）、【211】長野県知事の神社に対する河川敷の無償占用許可に対する無効確認請求・損害賠償請求、【219】産廃業者の水路の使用不許可に対する取消請求、【338】里道・水路の維持補修工事のための土地立入等妨害禁止請求、【346】船上食事施設（かき船）の河川法24条・26条許可の取消請求がある。

(3) 土石等の採取許可

河川区域内の土地において土石（砂を含む）ならびに土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない（河川法25条前段・後段）。

(86) 河川管理行政実務研究会（編著）『全訂・河川管理の実務』（大成出版社、平成7年）168頁以下、河川法研究会（編著）『逐条解説・河川法解説（改訂版）』（大成出版社、平成18年）216頁以下、河川法令研究会（編著）『よくわかる河川法（改訂版）』（ぎょうせい、平成19年）112頁以下。

(87) 石坂健「埼玉県の不法係留対策と河川法改正（特集：河川法改正）」河川53巻6号（平成9年）46頁、柘植一郎＝新井幹久「（はんれい最前線）プレジャーボート無法地帯に法の網——条例に基づく不法係留船舶の規制は適法——全国初の試みを司法が支持」判例地方自治225号（平成14年）11頁、中山哲郎「不法係留船対策の取り組みについて（特集：河川法改正20年）」河川73巻11号（平成29年）65頁。

(88) 【19】は、境川河口の浦安漁港区域内の係留杭の撤去を、浦安町（現浦安市）が条例未制定の無権限の状態で行ったことから、浦安町が支出した撤去費用について浦安町民が提起した住民訴訟（地方自治法242条の2第1項4号請求。後記3（4）（d））である。判旨は、撤去行為の無権限を認めつつ、民法720条2項の緊急避難を根拠に違法性を否定した。

また、砂利採取業者は、砂利採取場の全部または一部が河川区域内にある場合には、採取計画について、当該河川区域を所管する河川管理者の認可を受けなければならない（砂利採取法16条2号）。

【8】および【26】は、円山川水系の円山川・出石川合流点付近の砂利採取について河川法25条の許可ならびに砂利採取法16条の認可を受けていた砂利採取業者が、許認可の期限が到来したため再申請をしたところ、河川管理者（近畿地方建設局）が、河川法25条の許可申請については何ら処分を行わず、砂利採取法16条の認可申請については不認可処分を行ったことに対する不服申立事例である。

【14】は、河川区域内の土石を無許可・無認可で採取した業者に対して、河川管理者（北陸地方建設局）が、河川法75条1項に基づき、採取行為の中止・掘削土地の埋め戻しを求める断行の仮処分申請をした事案である。

（４）工作物の新築等の許可

河川区域内に工作物を新築・改築・除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない（河川法26条1項前段）。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留・停滞させるための工作物を新築・改築・除却しようとする者についても、同様である（同条項後段）。

前記（２）（a）プレジャーボート等の不法係留事案においては、河川法24条の土地の占有に関する許可と、河川法26条の工作物の新築等に関する許可が、二つながら問題になるのが通例である。

なお、河川法の適用のない法定外公共物たる水路の事案として、【106】橋梁設置のための国有財産加工承認申請の不承認処分の取消請求、【188】水路の付替のための法定外公共物自費工事施行許可申請の拒否決定の取消請求、【189】養豚業者の通路敷設のための水路の一部の使用許可申請の不許可処分の取消請求、【242】擁壁築造のための水路占有許可申請の不許可処分に対する異議申立棄却処分の取消請求がある。⁽⁸⁹⁾

(89) なお、【188】【189】【242】の許可制度は、いずれも市の法定外公共物に関する条例で定められた手続であるが、最（２小）判昭和53・12・21民集32巻9号1723頁（高知市普通河川等管理条例事件）は、「河川法は、普通河川については、適用河川又は準用河川に対する管理以上に強力な河川管理は施さない趣旨であると解されるから、普通地方公共団体が条例をもって普通河川の管理に関する定めをするについても（普通地方公共団体がこのような定めをすることができることは、地方自治法2条2項、同条3項2号、14条1項により明らかである。）、河川法が適用河川等について定めるところ以上に強力な河川管理の定めをすることは、同法に違反し、許

(5) 土地の掘削等の許可

河川区域内で土地の形状を変更する行為（掘削・盛土・切土）または竹木の栽植・伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない（河川法27条本文）。

同条関連の裁判例には、【74】河川区域に盛土して立木を仮植した者が、河川管理者（福島県）が行った盛土除去・立木搬出の代執行の費用納付命令に対する不服申立て、【105】洪水防止を目的とする盛土許可申請の却下処分に対する取消請求のほか、【247】多摩市が建設会社に発注した橋梁の掛け替え工事において、建設会社が河川法24条および27条の許可を得た区域外の掘削を行った事案がある。

(6) 河川事故の復旧費用の損害賠償請求

以上のほか、裁判例の中には、河川管理者が河川事故の復旧費用につき、事故者に対して損害賠償を請求した事案がある（【148】採石場からの残廃土の河川への崩落事故、【217】霊園用地の開発により生じた準用河川の損傷および水路の損傷、【291】普通河川への養豚場の汚水排出事故、【341】河川敷への放射能汚染物質の不法投棄、【322】廃棄物最終処分場からの汚染水流出事故）。

なお、河川以外的事案には、【309】福井市所有のため池の無断埋立てに対する損害賠償請求の例がある。

(7) 河川区域

河川法上の規制および河川管理者の監督処分が及ぶ河川区域であるかどうかは、土地所有者にとって重要な意味を持つ。【5】は、土地所有者が、自己の所有地が河川区域ではなく、河川管理者（高知県）に河川法上の処分権限がないことの確認を請求した事案である。第1審（高知地判昭和59・4・26行裁集35巻4号559頁）⁽⁹⁰⁾は、本件訴えが無名抗告訴訟として適法であるとしたうえ、本件土地は河川法6条1項1号地である旨を認定して、原告の請求を棄却したが、原審（高松高判昭和63・3・23行裁集39巻3・4号181頁）⁽⁹¹⁾は、本件訴えの訴訟類型は実質の当事者訴訟に
されないものといわなければならない」としている。

(90) 〔判批〕石川敏行・判評315号（判時1145号、昭和60年）187頁、仲江利政・判例地方自治14号（昭和60年）59頁、伊藤治彦・西南学院大学法学論集18巻1号（昭和60年）131頁、阿部泰隆・法セ389号（昭和62年）124頁。

(91) 〔判批〕阿部泰隆・判例地方自治53号（昭和63年）45頁、山本隆司・自治研究65巻7号（平成元年123）頁。

当たるので国を被告とすべきとして、原判決を取り消し原告の訴えを却下、最高裁も原審判断を支持して上告を棄却した。

このほか、裁判例には、国・地方公共団体と私人との間で河川区域の土地の所有権が争われた事案（【9】【24】【44】⁽⁹²⁾【61】【70】【141】【237】）、河川区域の廃止が争われた事案（【35】【177】）、ショッピングセンター建設予定地を河川予定地（河川法56条）に指定した河川管理者に対する国家賠償請求の事案（【86】）、河川区域の土地の税金が争われた事案がある（【36】【50】【68】【175】【226】）。なお、河川法の適用のない小河川につき【112】、水路につき【316】。

（8）私人間の紛争等

河川事業や河川に関する規制が、私人間の紛争を引き起こした例もある（【10】および【18】は、河川拡幅計画に基づく行政指導によるマンション建築制限のある土地の売買当事者の紛争事例、【93】は、河川指定のため開設が遅延したゴルフ場の会員契約の解除と預託金返還が争われた事例）。

このほか、河川に関する私人の権利が争われた事例としては、漁業権・水利権が争われた事例（【31】【261】）、谷川を境界とする境界査定処分効力が争われた事例（【48】）、ダム建設のため村有山林を賃貸した村に対する村民の入会権確認請求（【63】）、旧河川区域や水路敷の工作物・埋設物に関する紛争事例（【108】【303】）、土地区画整理組合が河川改修を行った費用を河川管理者に不当利得として請求した事案（【187】）、河床整備工事の下請業者に対する孫請業者の請負代金請求（【216】）、ダム湖湖底の試掘権販売詐欺（【227】【228】）がある。

2 河川管理の瑕疵

次に、河川事故や水害等の被害者が、河川管理者等に対して損害賠償を請求した事例を見てゆこう。

（1）転落・水難事故

河川への転落・水難事故については、（a）歩行者等の事故の事案と、（b）自動

(92) 第1審（新潟地長岡支判昭和63・6・15判時1278号33頁・判タ671号100頁）……〔鑑定意見書〕成島隆「政治家の地位利用と公序良俗違反（信濃川河川敷裁判・鑑定意見書）（1）～（2・完）」新潟大学法政理論20巻2号（昭和62年）150頁、3号（昭和63年）156頁、〔判批〕小林武・法セ409号（平成元年）99頁。

車の事故の事案とを、分けて考える必要がある。

(a) 人身事故

最（3小）判昭和53・7・4民集32巻5号809頁⁽⁹³⁾は、神戸市の管理する道路の防護柵を越えて約4メートル下の高校の校庭に6歳の児童が転落・負傷した事故につき、「右営造物〔本件道路および防護柵〕につき本来それが具有すべき安全性に欠けるところがあったとはいえず、上告人〔児童〕のしたような通常の用法に即しない行動の結果生じた事故につき、被上告人〔神戸市〕はその設置管理者としての責任を負うべき理由はない」としていた。しかし、最（1小）判昭和59・11・29民集38巻11号1260頁⁽⁹⁴⁾は、京都市の管理する普通河川である溝渠に2歳9か月の幼児が転落・溺死した事故につき、国家賠償法2条責任を肯定し、長崎地判昭和63・2・23判時1278号114頁・判タ663号157頁⁽⁹⁵⁾も、浦上川（長崎県管理の2級河川）への幼児の転落死亡事故につき、国賠法2条責任を肯定していた。

①肯定例——平成期の裁判例においても、河川法上の河川あるいは水路・溝渠等に転落した人身事故に関しては、損害賠償責任を肯定した例が多い。国賠法2条の営造物責任の肯定例には、河川につき【4】【28】【80】【94】【114】【119】【154】【191】【193】【347】、用水路につき【81】、旧水資源開発公団（現水資源機構）の武蔵水路につき【104】、流雪溝につき【182】、ため池につき【319】がある（なお、道路から河川・水路等への転落事故につき、道路に関する営造物責任が肯定された例として【351】【358】があるほか、民事責任の事案として、【221】は、自動車と接触して自転車ごと河川に転落した死亡事故につき、自動車運転手の不法行為責任を肯定し、【300】は、施設から外出した障害者の溺死事故につき、施設の安全配慮義務違反を肯定している）。

一方、増水による死亡事故に関しては、【131】（農業用水取水堰の操作の過失に

(93) 〔判批〕牧山市治・ジュリ679号（昭和53年）94頁、吉戒修一・民事研修268号（昭和54年）29頁、村上義弘・判評247号（判時931号、昭和54年）162頁、国井和郎『昭和53年度民主判解』（判タ臨増390号、昭和54年）176頁、櫻見由美子・法協97巻10号（昭和55年）1519頁、牧山市治『最判解民（昭和53年度）』（昭和57年）〔23事件〕258頁、坂井芳雄・ひろば39巻1号（昭和61年）51頁。

(94) 〔判批〕寶金敏明・ひろば39巻2号（昭和61年）74頁、芝池義一・民商93巻2号（昭和60年）95頁、荏原明則『昭和59年度重判』（ジュリ臨増838号、昭和60年）46頁、宇賀克也・法協104巻8号（昭和62年）1212頁、平田浩『最判解民（昭和59年度）』（平成元年）〔27事件〕444頁。

(95) 〔判批〕古崎慶長・判例地方自治59号（平成元年）89頁。

よる溺死事故につき国賠法1条責任を肯定）、【198】（除草作業員の増水による死亡事故につき会社の不法行為責任を肯定）、【350】（増水による幼稚園児の死傷事故につき幼稚園の不法行為責任を肯定）がある。

なお、【350】の幼稚園児の事故に関しては、幼稚園長・教諭の刑事責任も問われている（【298】業務上過失致死傷事件。園長有罪・教諭無罪）。このほか、水死事故関係の刑事事件には、【115】国分川分水路トンネル水没の業務上過失致死事件（有罪）、【314】自動車のダム転落による同乗者死亡事故の自動車運転死傷処罰法違反事件（有罪）、【321】天竜川舟下り転覆死亡事故の業務上過失致死事件（無罪）、【343】児童水死事故の業務上過失致死事件（無罪）がある。

②否定例——以上に対して、国賠法2条責任の否定例には、河川につき【6】【12】【20】【22】【64】【320】、ダム湖の遊歩道につき【40】、佐賀導水の排水機場につき【47】、砂防ダムにつき【55】、用水路につき【111】、堤防の河川管理用道路につき【206】【222】、側溝につき【292】があり、国賠法1条責任の否定例には、河川に関する【295】がある。

（b）自動車事故

集中豪雨・台風で非難する際に自動車を使用する危険性については、昭和57年7月長崎豪雨災害の教訓が⁽⁹⁶⁾、残念ながら生かされていない。

避難中の自動車の河川への転落事故につき、【39】【57】は国賠法2条責任を否定し、【232】は国賠法1条責任を否定している。一方、【184】は、川沿いの県道を通行中に台風による冠水にあったタクシー運転手およびタクシー会社が、温井ダムの放流の際サイレンを鼓吹せず、県道の交通規制を行わなかった国・広島県・広島市に対して損害賠償を請求した事案につき、原告の請求を棄却した。

【233】【234】は、上記【232】と同じく、平成21年台風9号で避難中の事案で、自動車が冠水道路に進入して走行不能となり、運転者と同乗家族が氾濫した河川の濁流に流され死亡した事故に関する、保険会社に対する保険金請求事件であるが、判旨は、本件事故は自動車損害賠償保障法3条本文の「運行によって」（運行起因性）要件を満たさないと、請求を否定している。

(96) 高橋和雄＝高橋裕『クルマ社会と水害——長崎豪雨災害は訴える』（九州大学出版会、昭和62年）。

なお、保険金請求に関しては、前記 (a) ②国賠法 2 条否定例の【222】も、堤防道路の陥没による自動車事故に保険金を支払った保険会社が、河川管理者に対して求償請求をした事案であったが、保険者の保険会社に対する保険金請求の事案に関しては、その多くは請求が棄却されている（肯定例【252】【330】に対して、否定例【12】【225】【235】【240】【244】【251】【263】【258】）。これは、事故を装った保険金詐取の疑いの強い事案が多いためである。

これに対して、純粹な事故事例としては、【339】カヤックの水難死亡事故の保険金請求事件があるが、判旨は、競技（競技のための練習を含む）の事故については保険金を支払わない旨の免責条項が保険契約中に存在していたことを理由に、請求を否定した。

(2) 水害訴訟

昭和50年代までの裁判例には、水害の被災者の国家賠償請求を肯定した例も少なくなかった。⁽⁹⁷⁾

大東水害訴訟にあっても、第 1 審（大阪地判昭和51・2・19民集38巻2号128頁⁽⁹⁸⁾）、控訴審（大阪高判昭和52・12・20民集38巻2号250頁）とも、国賠法 2 条責任を肯定し、加治川水害訴訟では、第 1 審（新潟地判昭和50・7・12民集39巻2号421頁）は、仮堤防については河川管理の瑕疵を否定したものの、新堤防に関しては瑕疵を認め、控訴審（東京高判昭和56・10・21民集39巻2号580頁）も第 1 審の判断を維持、多摩川水害訴訟の第 1 審（東京地判昭和54・1・25民集44巻9号1297頁⁽⁹⁹⁾）も河川管理の瑕疵を肯定していた。

(a) 大東水害訴訟最高裁判決

こうした状況下において登場したのが、大東水害訴訟の上告審判決（最（1小）

(97) 広島地判昭和51・9・9 訟月22巻9号2191頁、大津地判昭和52・5・31判時880号65頁、鹿児島地判昭和53・8・31判時927号221頁、鹿児島地判昭和53・11・13判時939号90頁、東京地判昭和54・1・25民集44巻9号1297頁（多摩川水害訴訟第1審判決。〔上告審〕【16】）、福岡地判昭和54・5・31判時954号71頁、志登茂川水害訴訟第1審判決（津地判昭和56・11・5判時1026号43頁・判タ458号82頁。〔上告審〕【43】）、岐阜地判昭和57・12・10判時1063号30頁・判タ499号231頁（長良川安八水害訴訟第1審判決。〔上告審〕【60】）。

(98) 〔判批〕潮海一雄・判評211号（判時819号、昭和51年）138頁。

(99) 〔判批〕藤田浩・広島法学3巻2号（昭和54年）115頁、国井和郎・判タ385号（昭和54年）125頁、古崎慶長『昭和54年度重判』（ジュリ臨増718号、昭和55年）45頁。

判昭和59・1・26民集38巻2号53頁⁽¹⁰⁰⁾であった。判旨は、次のように説示して、河川管理の瑕疵を肯定した原判決を破棄し、事件を原審に差し戻した。

既に改修計画が定められ、これに基づいて現に改修中である河川については、右計画が全体として右の見地からみて格別不合理なものと認められないときは、その後の事情の変動により当該河川の未改修部分につき水害発生の危険性が特に顕著となり、当初の計画の時期を繰り上げ、又は工事の順序を変更するなどして早期の改修工事を施行しなければならないと認めるべき特段の事由が生じない限り、右部分につき改修がいまだ行われていないとの一事をもって河川管理に瑕疵があるとはできないと解すべきである。そして、右の理は、人口密集地域を流域とするいわゆる都市河川の管理についても、前記の特質及び諸制約が存すること自体には異なるところがないのであるから、一般的にはひとしく妥当するものというべきである。

そして、説示の最後の文章によって、判旨の「過渡的安全性」の基準は、河川管理の瑕疵の一般的・普遍的な判断基準へと敷衍され、以後の水害訴訟に影響を及ぼすこととなり、長良川墨俣水害訴訟の第1審判決（岐阜地判昭和59・5・29判時1117号13頁・判タ529号369頁）、加治川水害訴訟の原告審（最（1小）判昭和60・3・28民集39巻2号333頁⁽¹⁰¹⁾）は、大東水害訴訟最高裁判決を引用しつつ、国家賠償請求を否定した（なお、平作川水害訴訟第1審判決（横浜地横須賀支判昭和60・8・26民集50巻7号1552頁）も、判決の明示的引用こそないものの、大東水害訴訟判決の「過渡的安全性」基準を踏襲している）。

(100) 〔判批〕ジュリ811号（昭和59年）6頁〔特集：水害訴訟と被害者の救済〕、法律時報56巻5号（昭和59年）「特集・災害と法——大東水害最高裁判決」8頁、近藤正三・判評309号（判時1126号、昭和59年）188頁、犀川千代子・判タ520号（昭和59年）50頁、石井宏治・ひろば37巻5号（昭和59年）37頁、浦川道太郎・法セ363号（昭和60年）137頁、国井和郎・判例地方自治11号（昭和60年）132頁、木村春彦・法時57巻4号（昭和60年）88頁、橋本博之・法協103巻2号（昭和61年）375頁、前田順司・民事研修339号（昭和60年）43頁、松島諒吉『昭和59年度重判』（ジュリ臨増838号、昭和60年）42頁、古崎慶長『行政判例百選Ⅱ（第2版）』（別ジュリ93号、昭和62年）294頁、法律時報60巻2号（昭和62年）6頁〔特集：水害と法をめぐる新局面〕、加藤和夫『最判解民（昭和59年度）』（平成元年）〔2事件〕11頁、古崎慶長『行政判例百選Ⅱ（第3版）』（別ジュリ123号、平成5年）304頁、橋本博之『行政判例百選Ⅱ（第4版）』（別ジュリ151号、平成11年）324頁、橋本博之『行政判例百選Ⅱ（第5版）』（別ジュリ182号、平成18年）484頁、良永和隆・民事研修619号（平成20年）37頁、橋本博之『行政判例百選Ⅱ（第6版）』（別ジュリ212号、平成24年）484頁、橋本博之『行政判例百選Ⅱ（第7版）』（別ジュリ236号、平成29年）484頁。

(101) 〔判批〕小早川光郎・ジュリ843号（昭和60年）79頁、芝池義一・判評325号（判時1177号、昭和61年）195頁、東條武治『昭和60年度重判』（ジュリ臨増862号、昭和61年）49頁、遠藤賢治『最判解民（昭和60年度）』（平成元年）〔7事件〕105頁。

大東水害訴訟最高裁判決以降にも、国家賠償責任を肯定する下級審裁判例はないではなかった。しかし、大東水害訴訟の差戻控訴審（大阪高判昭和62・4・10判時1229号27頁・判タ635号204頁⁽¹⁰²⁾）の後、多摩川水害訴訟の控訴審（東京高判昭和62・8・31民集44巻9号1415頁⁽¹⁰³⁾）も、原判決を取り消し、河川管理の瑕疵を否定するに至る。

ところが、昭和62年9月14日に多摩川水害訴訟の原告団が上告した後の11月8日の朝日新聞朝刊に、次のようなスクープ記事が掲載された。⁽¹⁰⁴⁾

「大東水害判決」の1ヵ月前の〔昭和〕58年12月、最高裁事務総局が全国の地裁、高裁の水害訴訟担当裁判官を集めて「協議会」を開き、国の河川管理の瑕疵（かし=手落ち）の判断基準などについて詳細な「民事局見解」を示していたことが、7日までに朝日新聞社が入手した裁判所部内資料によって明らかになった。この協議会について最高裁当局は「単なる研究の場」としているが、民事局見解は「大東判例」の論旨を先取りし、補足する形のものとなっており、各地の水害訴訟弁護団などは、「最高裁判例が下級審を拘束するのは当然としても、事務総局による『行政通達』式のやり方は裁判官の独立を損なうことになる」と批判している。

この最高裁事務総局の「協議会」問題は、同年12月8日の衆議院法務委員会でも取り上げられ、そのため、多摩川水害訴訟について最高裁がどのような判断を下す⁽¹⁰⁵⁾

(102) 山口地判昭和60・5・16判時1167号104頁、徳島地判昭和63・6・8判時1276号3頁・判タ669号244頁（長安口ダム水害訴訟第1審判決。〔上告審〕【97】）、大阪地判昭和62・7・13訟月35巻7号1149頁（大迫ダム水害訴訟第1審判決）。

(103) 〔判批〕沢井裕・法時60巻2号（昭和63年）24頁。

(104) 〔判批〕潮海一雄・法セ396号（昭和62年）18頁、宇賀克也・法教88号（昭和63年）32頁、浦川道太郎・法時60巻2号（昭和63年）53頁、国井和郎『昭和62年度主判判解』（判タ臨増677号、昭和63年）146頁。

(105) 朝日新聞昭和62年11月8日朝刊1面「最高裁、大東水害判決前に民事局見解／下級審判事集め『協議会』」。

(106) 第111回国会衆議院法務委員会議録第1号（昭和62年12月8日）22-37頁〔安藤巖委員（共産党・弁護士）質疑〕。さらに、16頁〔坂上富男委員（社会党・弁護士）質疑〕も参照。

なお、この問題については、当時最高裁事務総局秘書課長兼広報課長であった泉徳治の回顧談の中にも言及がある（泉徳治=渡辺康行=山元一=新村とわ『一步前へ出る司法——泉徳治元最高裁判事に聞く』（日本評論社、平成29年）120-121頁）。「水害訴訟の方ですが1987（昭和62）年12月8日の衆議院法務委員会議録を読みますと、1983（昭和58）年12月2日に最高裁民事局の主催で民事事件担当裁判官協議会が開かれて、水害関係の国家賠償事件をテーマとし、その協議の結果が、〔昭和60年3月〕「水害を原因とする国家賠償請求事件関係執務資料」としてまとめられて、全国の高裁、地裁に配付されたとのことです。協議会では民事局の課長が民事局内の議論をまとめた民事局意見を述べ、未改修または改修の不十分な河川の安全性については、財政的、技術的、社会的制約の下で一般に施行されてきた治水事業による河川の改修、

かにつき、世間の注目が集まっていた。

（b）多摩川水害訴訟最高裁判決

はたして平成2年12月13日の多摩川水害訴訟の上诉審判決（【16】）は――

河川の管理についての瑕疵の有無は、過去に発生した水害の規模、発生の頻度、発生原因、被害の性質、降雨状況、流域の地形その他の自然的条件、土地の利用状況その他の社会的条件、改修を要する緊急性の有無及びその程度等諸般の事情を総合的に考慮し、河川管理における財政的、技術的及び社会的諸制約のもとでの同種・同規模の河川の管理の一般的水準及び社会通念に照らして是認し得る安全性を備えていると認められるかどうかを基準として判断すべきであると解するのが相当である（最高裁昭和53年（オ）第492号、第493号、第494号同59年1月26日第1小法廷判決・民集38巻2号53頁、同昭和57年（オ）第560号同60年3月28日第1小法廷判決・民集39巻2号333頁参照）。右当審判例が示した右の河川管理の瑕疵についての判断基準は、本件の場合にも適用されるものというべきであるから、原審の判断のうち、この点を指摘する部分は、正当であるというべきである。

――として、原判決の説示する大東水害訴訟最高裁判決の「過渡的安全性」基準に基本的に立脚しつつも、以下のように説示して、河川管理の瑕疵を否定した原判決を破棄し、事件を原審に差し戻した。

本件における河川管理の瑕疵の有無を検討するに当たっては、まず、本件災害時において、基本計画に定める計画高水流量規模の流水の通常的作用により本件堰及びその取付部護岸の欠陥から本件河川部分において破堤が生ずることの危険を予測することができたかどうかを検討し、これが肯定された場合には、右予測をすることが可能となった時点を確認した上で、右の時点から本件災害時まで以前記判断基準に示された諸制約を考慮しても、なお、本件堰に関する監督処分権の行使又は本件堰に接続する河川管理施設の改修、整備等の各措置を適切に講じなかったことによって、本件河川部分が同種・同規模の河川の管理の一般的水準及び社会通念に照らして是認し得る安全性を欠いていたことになるかどうかを、本件事案に即して具体的に判断すべきものである。

そして、その後の差戻控訴審（東京高判平成4・12・17判時1453号35頁・判タ

整備の過程に対応するいわば過渡的な安全性をもって足りるとせざるを得ないという「過渡的安全性の理論」にも触れていたようです。これが、その後の水害訴訟で国家賠償責任を否定する判決に影響を与えたのではないかと問題にされています。事務総局が裁判に影響を与えたと誤解されるようなことは、もちろん慎むべきことです」。

806号77頁⁽¹⁰⁷⁾は、「少なくとも昭和46年当時には、本件堰及びその取付部護岸並びに本件高水敷は、河川工学上の一般的技術水準に鑑みると、その安全性に問題があり、河川工学の知見の拡大ないし防災技術の向上等によって、基本計画に定める規模の洪水における流れの通常的作用によって堤内災害の発生を予見することが可能であったにもかかわらず、控訴人〔国〕は、同49年の本件災害時までには、右災害の発生を回避するため何らの対策を講じなかったものであるから、河川管理に瑕疵があったものと認められる」として、国賠法2条責任を認めた。

(c) 多摩川水害訴訟以降の水害訴訟

しかし、昭和58年民事事件担当裁判官協議会および昭和59年大東水害訴訟最高裁判決で示された「過渡的安全性」基準は、河川管理の瑕疵が認められるのは例外的な場合に限られる、という基本的なスタンスを前提とするものであり、最高裁事務総局の顔色を覗いながら行動せざるを得ない下級審裁判官としては、「過渡的安全性」基準を非とする判決を言い渡すことは、とうてい不可能である⁽¹⁰⁸⁾。

実際、平成期の裁判例で、水害被害に対して国家賠償責任を認めたのは、平成24年【224】沙流川水害訴訟判決の1例のみであり、しかも、判旨は、原告の国賠法1条ならびに2条に基づく請求に対し、二風谷ダムの放流に伴う鷓川河川事業所長の樋門（河川管理施設）操作員に対する早すぎる退避指示によって樋門操作が不可能になったことに対して国賠法1条責任を認めたものであって、「過渡的安全性」基準が問題となる国賠法2条責任に関しては、大東水害訴訟最高裁判決を踏襲し

(107) 〔判批〕池田恒男・法セ461号（平成5年）4頁、淡路剛久・法時65巻6号（平成5年）2頁、玉国文敏『平成4年度重判』（ジュリ臨増1024号、平成5年）57頁。

(108) 多摩川水害訴訟最高裁判決の1年後に、倉田卓次は次のように述べていた（倉田卓次「民事裁判実務の昨今（特集：民事訴訟の課題と将来）」ジュリスト971号（平成3年）47頁……〔所収〕倉田卓次『続々・裁判官の書齋』（勁草書房、平成4年）147頁）。「最近水害訴訟で最高裁が口頭弁論を開いたと聞いて思うのだが、下級審が少し最高裁判決を意識しすぎる傾きがあるように思われる。具体的事件について云々する気はないが、河川管理に関する事件の濃度は一件一件違うのだから、担当事件についてこれがあるべき判決と思ったら、判例など気にしなくていいのではないか。とにかく最高裁判決の射程を広く介して自己規制するより、狭く読んでその事案の特殊性に基づく判決をするように心掛けるべきで、それなくして判例の変更などありえなくなってしまう」。

一方、泉徳治は、平成27年に行われた前掲注（106）引用のインタビューで、「事務総局の各局とも、近年では、協議会で意見にわたるようなことを述べることは避けていると聞いております」と語っているが（前掲注（106）121頁）、表立って意見を述べることは避けられているものの、裁判官に対する統制が今日に至るまで引き続き行われていることは、半ば公知の事実に属する。

で責任を否定する姿勢を示したと評価せざるを得ない。⁽¹⁰⁹⁾

一方、平成2年【16】多摩川水害訴訟最高裁判決の10か月前の【11】長良川安八・墨俣水害訴訟控訴審判決は、大東水害訴訟最高裁判決を引用して国賠法2条責任を否定した第1審判決を維持し、平成3年【27】太田川・立岩ダム（中国電力の発電ダム）水害訴訟第1審判決は、国・広島県の国賠法1条・2条責任のほか、中国電力のダム放流操作に関する不法行為責任を否定し、平成4年【34】河口湖水害訴訟では、国・山梨県に対する国賠法2条責任が「過渡的安全性」基準により否定され（河口湖から電力用水を取水する東京電力の不法行為責任も否定）、志登茂川水害訴訟に関しても、控訴審（名古屋高判平成元・3・29判時1312号3頁・判タ694号225頁）は、大東水害訴訟最高裁判決を引用しつつ「過渡的安全性」理基準に依拠して、河川管理の瑕疵を肯定した第1審判決⁽¹¹⁰⁾を変更し、平成5年【43】上告審判決も、原判決を維持して国賠法2条責任を否定した。長良川安八水害訴訟の控訴審判決（名古屋高判平成2・2・20判時1346号9頁・判タ724号88頁）も、大東水害訴訟最高裁判決を引用しつつ「過渡的安全性」基準に立脚して第1審判決⁽¹¹¹⁾を取り消して河川管理の瑕疵を否定し、平成6年【60】上告審判決も、原判決の立場を維持し、平成8年【75】平作川・吉井川水害訴訟最高裁判決も、「過渡的安全性」基準を適用して国賠法2条責任を否定した。一方、長安口ダム水害訴訟の控訴審判決は、洪水時のダム操作規則の内容に河川管理の瑕疵はなく、ダム操作の

(109) 二風谷ダムに関しては、土地収用裁決等の取消しを求める訴訟が平成9年3月27日【87】の事情判決で排斥された後、同年6月13日沙流川総合開発事業審議委員会が正式供用を是とする答申を行い（前記Ⅱ2（3）参照）、北海道開発局は試験湛水終業後の建設管理の操作運用につき「二風谷ダムただし書き操作要領（平成9年11月10日北開局管第43号）」を策定していた。平成15年8月9日の本件水害は、二風谷ダムがただし書き操作要領に基づき緊急放流を開始したことを発端として生じたものであり、違法状態を事情判決で救われた二風谷ダムに問題が波及しないためにも、下流の樋門操作の過誤を理由とする国賠法1条責任を肯定して、被害住民の救済・慰撫を行わざるを得なかったともいえる。その意味で、【224】沙流川水害訴訟判決もまた、【16】多摩川水害訴訟最高裁判決と同様、純粋に法理論的というより、多分に政治的な意味合いを帯びた判断のように思われる。

(110) 前記（a）岐阜地判昭和59・5・29。

(111) その後の控訴審で、平成6年12月に原告45人のうち44人が和解し、和解に応じなかった1名につき、平成7年3月29日広島高裁は控訴棄却の判決を言い渡した。朝日新聞平成7年3月30日朝刊（広島）「立岩ダム控訴審で原告の訴えを棄却 広島高裁」。

(112) 前掲注（97）参照。

(113) 前掲注（97）参照。

過誤は国賠法2条ではなく1条の問題としたうえで放流に過失はなかったとして、第1審判決を取り消し、平成10年【97】上告審判決も、原審判断を維持した。⁽¹¹⁴⁾ 殿山ダム水害訴訟の第1審判決（大阪地判平成8・5・31判時1614号97頁・判タ929号121頁）も、大東水害訴訟最高裁判決を引用しつつ「過渡的安全性」基準を適用して和歌山県および関西電力の責任を否定し、平成12年【113】控訴審判決も、原審判断を維持、平成14年【124】北川ダム水害訴訟判決は、ダム管理・操作の瑕疵を否定するとともに、ダムの改良請求に係る訴えは民事訴訟手続によることができないとして却下した。なお、平成14年【130】は、安里川の溢水によるソテツ農園の被害を主張する原告が、農園に保険をかけることもなく漫然と栽培を続けていたのは不自然として、請求を棄却した事案である。裾花川水害訴訟の第1審判決（長野地判平成13・3・9判例地方自治221号69頁）は、裾花ダム・奥裾花ダムの設置・管理の瑕疵、裾花川の河川管理の瑕疵、ダム管理事務所長のダム操作のミスのいずれも否定し、平成15年【137】控訴審判決も、原審判断を維持した。平成15年【139】甲突川水害訴訟判決も、大東水害訴訟最高裁判決の「過渡的安全性」基準に立脚する鹿児島県の主張を容れて、原告の請求を棄却し、平成15年【144】は、平成10年集中豪雨による新湊川の溢水被害につき兵庫県ならびに河川改修工事の受注会社の責任を否定、平成16年【149】は、平成11年集中豪雨による新湊川の溢水被害につき兵庫県の河川管理の瑕疵を否定している。平成14年豪雨による大谷川の浸水被害につき、岐阜地判平成21・2・6平成16年（ワ）第448号・平成17年（ワ）第371号は、大東水害訴訟最高裁判決を引用しつつ「過渡的安全性」基準を用いて河川管理の瑕疵を否定し、平成25年【236】控訴審判決も、原審判断を維持、平成18年【172】東海豪雨野並水害訴訟も、大東水害訴訟最高裁判決を引用しつつ河川管理の瑕疵を否定、同じく平成12年頭会豪雨に関する平成20年【186】も、大東水害訴訟最高裁判決を引用して国賠法2条責任を否定、平成24年集中豪雨で弥陀次郎川の堤防が決壊した水害被害に関する平成29年【323】も、同じく大東水害訴訟最高裁判決を引用しつつ原告の請求を棄却し、控訴審判決（大阪高判令和元・5・17平成29年（ネ）第2638号）も原審判断を維持、平成30年【344】も、平成24年九州北部豪雨による

(114) 前掲注(102)参照。

白川の溢水被害につき「大東基準」を用いて原告の請求を棄却した。⁽¹¹⁵⁾ 一方、平成23年新潟・福島豪雨による只見川の洪水被害者が、ダムおよび調整池を設置する東北電力・電源開発に対して不法行為に基づく損害賠償を請求した事案につき、福島地会津若松支判平成30・3・26判時2391号36頁は、因果関係が認められないとして請求を棄却し、平成31年【356】控訴審判決も、原告らの控訴を棄却した。⁽¹¹⁶⁾

このほか、平成27年【270】は、日高川の河口から4kmの海域を漁場とする漁業組合および組合員らが、和歌山県が設置・管理する椿山ダムの洪水時放流による微細濁質（シルト・粘土）によって漁業被害を蒙っているとして、ダム貯水池の濁質の浚渫・撤去と国賠法2条に基づく損害賠償を請求した事案につき、撤去請求を却下し、損害賠償請求を棄却している。

一方、【307】は、秋田県が行った草生津川の広域河川改修工事による地盤の不同沈下のため損傷した建物に関する国賠法1条請求を一部認容している。

（d）普通河川の水害・土砂災害

なお、前記（c）【75】および【172】は、河川のみならず、法定外公共物である

(115) なお、白川水系に関しては、平成12年12月河川整備基本方針策定の後、平成14年7月に河川整備計画が策定され、洪水ピーク流量を基準地点で $2,300\text{m}^3/\text{s}$ とし、 $2,000\text{m}^3/\text{s}$ については河道整備で対応し、残り $300\text{m}^3/\text{s}$ を立野ダムと遊水地で対応するものとされた。このうち国直轄の流水型治水ダム（穴あきダム）である立野ダムは、昭和44年に予備調査、昭和58年より建設事業に着手されていたが、建設反対運動も根強い中、平成21年10月9日民主党政権の前原誠司国土交通大臣が表明した本体工事未着工ダムの凍結方針により工事は停止、ダム建設の必要性の再検証が行われていたところ起きたのが、平成24年7月12日の集中豪雨被害であった。その後の同年10月27日蒲島郁夫熊本県知事は、九州地方整備局の立野ダム建設案に「異存なし」と回答、同年12月に政権を奪還した自由民主党・安倍晋三政権の下で、翌平成25年より立野ダム建設事業費が再び予算に盛り込まれ、平成26年3月には白川漁業協同組合が漁業補償案を了承したことで、本体工事着工が可能となったが、平成28年4月14日の熊本地震で工事用道路のほか建設中の仮排水路（トンネル）も土砂に埋まるなどの被害が生じ、自然破壊に加えて、断層の存在や脆弱な地盤による災害の危険性も主張されるなか、同年8月6日本体工事起工式が挙行された。立野ダム問題ブックレット編集委員会＝立野ダムによらない自然と生活を守る会（編）『世界の阿蘇に立野ダムはいらない——住民が考える白川流域の総合治水対策 検証・2012年7月白川大洪水』（花伝社、平成24年）、立野ダム問題ブックレット編集委員会＝立野ダムによらない自然と生活を守る会（編）『ダムより河川改修を——とことん検証 阿蘇・立野ダム（世界の阿蘇に立野ダムはいらないPART 2）』（花伝社、平成26年）、立野ダム問題ブックレット編集委員会＝立野ダムによらない自然と生活を守る会（編）『阿蘇ジオパークに立野ダムはいらない——ダムが阿蘇・白川・有明海に与える影響（世界の阿蘇に立野ダムはいらないPART 3）』（花伝社、平成28年）。

(116) 原告らは、裁判費用の面から上告を断念したが、水害の危険を除くため、ダムの撤去を求める裁判を新たに起こすことも視野に検討を進めるといふ。朝日新聞平成31年4月8日朝刊（福島全県）「ダム撤去求める、新たな提訴視野 只見川訴訟、金山の住民」。

普通河川（公共下水道）についても「大東基準」を適用して国賠法 2 条責任を否定していた。【1】は、柏市の下水道からの溢水による内水被害につき瑕疵の存在を否定し、【41】は、長崎市の都市下水路の溢水被害につき国賠法 2 条責任を否定し、【71】は、内水被害に関する河川管理者の責任を否定し、【82】は、法定外公物である火山湖畔の観光業者の増水被害につき、灌漑用水路を設置・管理する土地改良区および土地改良事業の施行主体である都城市・高原町・高崎町の責任を否定し、【122】は、伊丹市の管理する公共下水道からの溢水による内水被害につき国賠法 1 条・2 条責任を否定し、【143】は、伊丹空港の排水施設の設置管理の瑕疵を否定し、【163】は、平成12年東海豪雨の内水被害につき、排水ポンプ場の管理の不備との間の因果関係を否定している。

このほか、【33】は、昭和53年宮城県沖地震による地滑り被害につき、宮城県・国の砂防ダムの設置・管理の瑕疵を否定し、屋久島土面川土石流災害訴訟の第 1 審判決（鹿児島地判昭和62・10・23判タ667号172頁）は、土石流で破壊された治山ダムの瑕疵を否定し、【37】控訴審判決も原審判断を維持、岩木山土石流災害訴訟の第 1 審（青森地弘前支判平成元・5・25判時1320号55頁・判タ704号92頁）は、国・青森県・岩木町の国賠法 2 条責任を否定し、【67】控訴審判決も、原審判断を維持した。なお、【265】は、山梨リニア実験線のトンネル工事により、慣習で認められてきた地下水の水利権が侵害されたとして、地下水を工事前の状態に原状回復を請求した事案につき、原告の訴えを却下している。

以上に対して、損害賠償責任の肯定例は、【207】大滝ダム地すべり訴訟控訴審判決（ダムの設置の瑕疵は認めつつ損害補償により填補済みとした第 1 審判決（奈良地判平成22・3・30平成19年（ワ）第836号）を変更）と、遊水地の水路の阻塞による地下駐車場の浸水被害に関する【220】程度である。

（3）水質汚染

なお、河川の水質汚染と関連する平成期の裁判例には、次のものがあることを付言しておく。

（a）水俣病

水俣病は、熊本県水俣市のチッソ水俣工場が、アセトアルデヒド生産の際の触媒に用いていたメチル水銀による中毒性中枢神経疾患であり、工場廃水は、ほぼ未処理のまま、昭和33年までは排水路を経由して百間湾に排出され、その後、アセトアルデヒドの生産を停止する昭和43年までは水俣川河口に排出された（【21】【29】【42】【51】【83】【153】【230】【231】【246】【335】）。

新潟水俣病（第２水俣病）は、新潟県東蒲原郡鹿瀬町（現阿賀町）の昭和電工鹿瀬工場（チッソ水俣工場と同じくアセトアルデヒドを生産）から阿賀野川に排出されたメチル水銀を含む廃液により生じた疾患である（【32】【327】【355】）。

（b）斑状歯

六甲山系の水道水源はフッ素の含有量が多いことから、昔から斑状歯⁽¹¹⁷⁾が多発していたが、昭和40年代には効果的なフッ素の除去・低減技術は確立されていなかった。そのため、西宮斑状歯訴訟の第１審（神戸地尼崎地判昭和61・10・9判時1210号33頁・判タ623号51頁）が水道事業者である西宮市の国賠法１条・２条請求を一部認容したのに対し、控訴審（大阪高判平成元・6・20判時1324号３頁・判タ700号158頁）は原判決を取り消して原告の請求を棄却、【54】最高裁も上告を棄却した。一方、宝塚斑状歯訴訟の第１審（大阪地判昭和62・3・23判時1234号３頁）は水道事業者である宝塚市の不法行為責任を否定し、【25】控訴審も控訴を棄却⁽¹¹⁸⁾している。

3 河川事業

次に、河川工事やダム建設に対する損害賠償請求や差止請求、河川事業計画そのものについての不服申立事例を見てゆこう。

（１）民事訴訟

所有権・漁業権・人格権・環境権等に基づく損害賠償請求・差止請求の民事訴訟

(117) 斑状歯とは、出生から８歳までの歯牙形成期において過剰のフッ素を含有する飲料水を摂取したことによって生じるエナメル質発育不全の病変をいい、歯牙表面が縞状・斑点状に白濁するものや、褐色の着色を伴うものから、さらに高度になると歯牙の実質欠損を生ずる場合もある。宝塚市斑状歯から子どもを守る会（編）『宝塚市「斑状歯から子どもを守る会」運動の記録』（宝塚市斑状歯から子どもを守る会、昭和50年……〔復刻版〕平成19年）。

(118) これに対して、原告は上告したが、上記【54】西宮斑状歯訴訟最高裁判決に関する判タ837号230頁のコメントによれば、【54】判決と同日付にて、上告棄却の判決が言い渡された。

の事案には、以下のようなものがある。

(a) 肯定例

【69】は、地権者の同意のないダムおよび林道の設置につき地権者の損害賠償請求は肯定したが、土地明渡請求については権利濫用を理由に排斥した。【190】も、黒部川・出し平ダムの排砂につき、漁業者の損害賠償請求は認容したが、差止請求は棄却している。

なお、河川以外の水関係の裁判例として、【276】（産業廃棄物処理施設の建設を計画する業者に対して、近隣住民が飲用水・農業用水に利用している宇甘川の汚染のおそれ等を理由に差止めを請求し、第1審は住民らの請求を棄却したが、控訴審は原判決を取り消し差止請求を認容、最高裁は産廃業者の上告を棄却・不受理の決定を行い、住民の勝訴が確定した）、【333】（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂対策防止法）に基づくがけ地近接等危険住宅移転事業の補助金を受給できなかった転居者の市に対する国賠法1条請求につき、請求を棄却した第1審判決を取り消して、請求を認容した）、【334】（市が業者に発注した雨水貯留槽による浸水事故につき、市の業者に対する不法行為に基づく損害賠償請求を認容した）、【354】（産業廃棄物処理施設の建設を計画する業者に対して、近隣住民が河川の汚染のおそれ等を理由に差止を請求した事案につき、請求を棄却した第1審判決を取り消し、請求を認容した）がある。

(b) 否定例

だが、数字的には、以下のごとく、否定例が圧倒的に多い。【2】（琵琶湖総合開発計画工事に対する、近隣住民・水道利用者の人格権・環境権・浄水享受権等に基づく差止請求が排斥された事案）、【90】（湖山池の樋門を管理する国に対する、漁業権に基づく妨害排除請求としての樋門開放請求が棄却された事案）、【98】（長良川河口堰の建設に対する人格権・環境権に基づく差止請求を棄却した第1審判決を維持した事案）、【125】（長良川河口堰建設事業による漁業補償請求が棄却された事案）、【145】（⁽¹¹⁹⁾苦田ダム建設事業に伴う買収土地の元所有者が土地に所在する井

(119) 苦田ダムは、吉井川上流の岡山県苦田郡鏡野町に建設された国土交通省直轄の特定多目的ダムで、当初は岡山県、その後農林省と岡山県による農業用ダムとして計画されるが、地元住民は反対。その後、事業は建設省の所管となり、昭和56年「苦田ダムの建設に関する基本計画」を公示し建設事業に着手。昭和62年には岡山市が用地買収に応じた地権者に支払った協力謝礼

戸に対して有する慣習法上の水利権を主張して井戸の埋立工事の差止めを請求した事案につき、請求を認容した原判決を取り消し請求を棄却）、【204】（河川工事に対するオートキャンプ場の原状回復請求が排斥された事案）、【209】（河床掘削工事のため養魚場のトラフグが大量死したとする損害賠償請求につき、第1審の請求棄却の判断を維持した事案）、【241】（河床掘削による漁業権等の侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求を否定した事案）、【248】（河川改修工事による地盤沈下でショッピングタウンに被害が生じたとする不法行為請求・国賠法1条請求を否定した事案）、【277】（霞ヶ浦導水事業に対する漁業者の差止請求を棄却した事案）、【310】（石木ダム建設⁽¹²⁰⁾に対する工事続行禁止の仮処分命令申立事件……却下。事業認定の取消訴訟につき【342】参照）、【311】（江戸川スーパー堤防事業の盛土工事の差止請求・国賠1条請求……棄却・却下。【289】【328】も参照）、【325】（神田川分水路新設事業の土地収用に對する国賠法1条に基づく損害賠償請求につき、保証金未払の事実はないとして請求を棄却した事案）。

なお、【49】は、準用河川の管理者である逗子市長が、国の施行する池子米軍家族住宅建設事業に係る仮設調整池設置工事の差止めを請求した事案で、第1審は本件訴えが裁判所法3条にいう「法律上の争訟」に該当しないとして訴えを却下、控訴審も控訴棄却、最高裁も上告を棄却した事案である。

【72】と【210】は、三井寺の境内地を通過する琵琶湖疏水の地下トンネルをめぐる三井寺と京都市の争いである。当該土地部分は、かつて三井寺が無償で借り受け

金につき住民訴訟が提起されるが（【79】）、平成2年に水没地の奥津町長はダム受け入れを表明。その後、平成7年ダム等事業審議委員会（前記〈表5〉④）の審議対象となるも、平成8年委員会は建設を答申。平成10年仮排水路工事起工、平成11年には住民訴訟が提訴されるが（【147】）、同年6月に本体工事起工、平成12年3月の事業認定に対して、反対住民らは事業認定・土地収用裁決の取消訴訟を提起（【162】）。しかし、平成16年5月10日ダムは試験湛水を開始し、同年11月28日完成式を迎える。一方、反対住民らの訴訟は、いずれも敗訴に終わった。

(120) 石木ダム建設絶対反対同盟＝石木ダム問題ブックレット編集委員会（編）『小さなダムの大きな闘い——石木川にダムはいらない』（花伝社、平成26年）、石木ダム問題ブックレット編集委員会（編）『石木ダムの真実——ホタルの里を押し潰すダムは要らない!』（花伝社、平成27年）。

(121) 琵琶湖疏水は、運河法の適用される唯一の運河である。一方、平成7年河川法改正では、河川立体区域の制度が新設されたので（河川法58条の2～58条の7）、地下トンネルについても、河川立体区域の指定を行えば、河川法の適用を受けることとなる。小林利之「河川立体区域制度の創設（特集：河川における地下利用）」土木技術50巻12号（平成7年）27頁。

ていた国有地であり、琵琶湖疏水のため地上権（地下トンネル設置目的の地下地上権）が設定された後、三井寺が所有権を無償取得したものである。【72】は、京都市の新規トンネル建設工事に対して三井寺が工事禁止の仮処分を申し立てた事案で、判旨は、三井寺は背信的悪意者に当たり、地上権者である京都市に対抗できないとして訴えを却下した。その後、三井寺が本件土地部分の使用権の不存在確認請求をしたのが【210】の事案で、判旨は、使用権の更新を拒絶することは権利濫用に当たるとして、三井寺の請求を排斥した。

このほか、河川以外の水関係の裁判例としては、【85】（治山ダムの設置により洪水の危険が生じたことを理由とする危険除去工事請求が排斥された事案）、【313】（産業廃棄物処理施設予定地内の水路等の用途廃止を行わなかった市に対する産廃業者の国賠法1条請求につき、第1審・控訴審とも請求を斥け、最高裁も上告棄却・不受理の決定をした事案）、【331】（JR東海の車両基地内の地下水汲み上げに対して摂津市が①差止請求ならびに②環境保全協定が本件車両基地にも適用される旨の確認請求を行った事案につき、第1審は請求①・②とも棄却したが、控訴審は②については認容、最高裁は摂津市の上告を棄却・不受理）、【352】（阿茂瀬川の汚染のおそれ等を理由とする近隣住民らの産業廃棄物処理施設建設差止請求を排斥した事案）、【353】（浸水被害のおそれ等を理由とする狩野川ダムのトンネル洪水吐からの放流差止請求を棄却した事案）がある。

さらに、海外のダム建設の事案として、【195】日本政府の政府開発援助（ODA）によるインドネシア・スマトラ島のコトパンジャン・ダム建設のため強制移住を強いられた現地住民が、日本政府等に対して損害賠償を請求した事例があるが、判旨は、原告らの訴えを一部却下、その余を請求棄却とした。⁽¹²²⁾

（2）抗告訴訟

一方、行政事件訴訟の事例には、抗告訴訟のうち取消訴訟の事案として、次のような裁判例がある。

(122) 久保康之『ODAで沈んだ村——インドネシア・ダムに翻弄される人びと』（インドネシア民主化支援ネットワーク、平成15年）、コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会『ODAダムが沈めた村と森——コトパンジャン・ダム反対25年の記録』（緑風出版、平成31年）。

（a）事業区域指定の取消訴訟

【7】は、換地工区の一時利用地指定処分の取消請求を棄却し、【160】は、徳山ダム⁽¹²³⁾鉦区禁止区域指定の取消請求を棄却している。また、【328】は、江戸川スーパー堤防事業の仮換地指定処分の取消請求を棄却した第1審を維持した控訴審判断に対する上告を棄却・不受理を決定している（江戸川スーパー堤防事業に関しては【289】【311】も参照）。

（b）収用裁決の取消訴訟

【87】は、二風谷ダム建設事業に係る収用裁決の取消請求につき、判旨は、「本件〔二風谷ダム建設〕事業認定は土地収用法20条3号に違反し、その違法は本件収用裁決に承継される」としつつ、「既に本件ダム本体が完成し湛水している現状においては、本件収用裁決を取り消すことにより公の利益に著しい障害を生じる」として、行訴法31条1項の事情判決を言い渡した（「本件収用裁決は違法であるが、行政事件訴訟法31条1項を適用して、原告らの本訴請求をいずれも棄却するとともに本件収用裁決が違法であることを宣言する」）。

しかし、それ以外の事案においては、いずれも収用裁決の適法性が認定され、取消請求が排斥されている。【13】（河川附属物認定による権利細目公告・収用裁決の取消請求……棄却）、【53】（河川改修工事の収用・明渡裁決に基づく行政代執行費用納付命令の取消請求……棄却）、【91】（河川改修工事の収用裁決取消請求……第1審・控訴審・上告審とも棄却）、【121】（河川改修工事の収用裁決取消請求……棄却）、【132】（河川附属物認定による収用裁決の取消請求……棄却）、【223】（大井川新橋建設の収用裁決取消請求……棄却。損失補償につき【260】）。

なお、収用に伴う損失補償（土地収用法133条・国賠法1条）が争われた事案に

(123) 徳山ダムは、木曾川水系揖斐川の最上流部（岐阜県揖斐郡揖斐川町）に建設された総貯水量日本最大のロックフィルダムで、高度経済成長期の昭和46年に建設省直轄の特定多目的ダムとして事業計画が策定された後、昭和48年に水資源開発公団（現水資源機構）に事業移管するが、昭和50年代以降の水需要の鈍化と環境運動の高揚を受けて、長良川河口堰とともに批判の対象とされ、平成7年ダム等事業審議委員会の検討対象となる（前記〈表5〉⑨）。だが、審議委員会は平成9年にダム建設を是とする答中を発表。そのため、建設中止を求める市民グループが、平成11年に建設工事の事業認定取消訴訟（【174】）・建設負担金支出差止訴訟（【176】）を提起するが、平成12年にダム本体工事着工、平成18年には本体工事が完成し試験湛水が開始される一方、平成19年に【174】【176】の上告審で原告敗訴が確定した（後述）。

についても、補償額は適正であったとして、請求が棄却されている。【118】（河川改修事業の取用の補償金請求……棄却）、【213】（河川改修による取用の補償金請求……棄却）、【260】（大井川新橋建設の取用の補償金請求……棄却）、【337】（河川改修工事による取用の損失補償請求……棄却）。

（c）事業認定の取消訴訟

【52】（河川改修事業の事業認定・取用裁決・明渡裁決の取消請求……棄却）、【162】（苫田ダムの事業認定・取用裁決取消請求……棄却）、【174】（徳山ダムの事業認定取消請求……原告敗訴）⁽¹²⁴⁾、【259】（内海ダム再開発事業認定処分・取用取消請求……棄却・却下。住民訴訟につき【275】）、【274】（残土処理場の事業許可取消請求……原告敗訴）、【289】（江戸川スーパー堤防事業の取消請求……原告敗訴。なお、【311】【328】参照）、【312】（辰巳ダムの事業認定取消請求……原告敗訴）、【342】（石木ダムの事業認定処分取消請求……棄却・却下）。

なお、【128】は、土地収用法20条に基づく名古屋市交通事業の認定に対する住民の取消請求を棄却し、【179】は、砂防指定地内の農地造成工事の許可処分の取消請求を排斥し、【336】は、廃棄物処分場の周辺住民が、鳴沢川の汚染等を理由に、一般廃棄物処分業の許可処分の取消しを請求した事案につき、棄却・却下の判断を下し、【349】は、太陽光発電設備設置のための森林・ため池・農地の開発許可差止請求を却下している。

（d）公文書非公開処分の取消訴訟

このほか、裁判例の中には、公文書の非公開処分の取消訴訟の事案もある（ダムにつき【56】【59】【65】【136】、河川につき【123】【208】【290】、淀川スーパー堤防事業につき【196】【199】【257】）。

また、産廃センター建設のための林地開発許可申請の水利権者の同意書の非公開決定に対する取消訴訟として【92】がある。

（3）自然の権利訴訟

自然の権利訴訟は、1972年〔昭和47年〕4月19日言渡しの合衆国最高裁判所シー

(124) その後、原告らは上告したが、平成19年2月22日最高裁第1小法廷は上告棄却・不受理を決定した。朝日新聞平成19年2月23日朝刊「徳山ダム訴訟は住民側敗訴確定 最高裁、上告棄却」。

クラブ対モートン事件判決を嚆矢とする。事案は、カリフォルニア州ミネラルキング渓谷のスキー場開発計画に対して、環境保護団体（シークラブ）が差止命令を求めたもので、法廷多数意見は、環境団体の原告適格を肯定し、さらにダグラス裁判官の少数意見は、訴訟の真の当事者はミネラルキング渓谷であり、環境団体は渓谷の代弁者として訴訟進行しているにすぎない旨を説いた。同判決を機に、アメリカでは、川・鳥・イルカ等を原告とする訴訟が陸續と提起されることとなるが、一方、日本でも、平成期に入って、アメリカの判例を参考に、自然の権利訴訟が提起されるようになる。

口火を切ったのは、平成7年提訴のアマミノクロウサギ訴訟（ゴルフ場のための森林法10条の2の林地開発許可処分⁽¹²⁶⁾の無効確認訴訟）であったが、しかし、第1審（鹿児島地判平成13・1・22平成7年（行ウ）第1号⁽¹²⁷⁾）は、自然の価値の代弁者としての地位を主張する市民や環境NGOに原告適格はないとして訴えを却下し、控訴審【127】も周辺住民の原告適格を否定した。

アマミノクロウサギ訴訟と同年（平成7年）に提訴されたオオヒシクイ訴訟は、小野川・旧小野川・霞ヶ浦湖心水域（西浦）を鳥獣保護区に指定しない茨城県に対するオオヒシクイを原告とする地方自治法242条の2第1項4号の損害賠償請求住民訴訟であったが、第1審（水戸地判平成8・2・20判タ957号195頁）は、自然物には当事者能力はないとして訴えを却下し、控訴審【73】も原審判断を維持した。

その後も、川崎市生田緑地岡本太郎美術館建設公費違法支出差止請求住民訴訟

(125) アメリカにおける自然の権利訴訟の生成と発展については、関根孝道「米国における自然の権利の展開」山村恒年＝関根孝道（編）『自然の権利』（信山社、平成8年）119頁。なお、同書247頁以下には、シークラブ対モートン事件判決の訳文が掲載されている。さらに、近時の業績として、宮守代利子「『自然の権利』に関する考察——なぜアメリカでは実現できたのか」早稲田大学社会学研究集24号（平成26年）17頁、宮守代利子「環境権の展開に関する考察——生態系と自然の権利について」早稲田大学社会学研究集25号（平成27年）1頁。

(126) 同訴訟を提訴した籠橋隆明弁護士によれば、山村恒年『自然保護の方と戦略』（有斐閣、平成元年）の自然の権利に関する記述に接したことが契機であったという。籠橋隆明「奄美『自然の権利』訴訟の意義（特集：自然保護と『自然の権利』）」環境と公害25巻2号（平成7年）18頁。

(127) 〔判批〕奥田進一・環境法研究27号（平成14年）13頁、関根孝道『環境法判例百選』（別ジュリ171号、平成16年）172頁、関根孝道「法廷に立てなかったアマミノクロウサギ——世にも不思議な奄美『自然の権利』訴訟が問いかけたもの」関西学院大学総合政策研究20号（平成17年）117頁、関根孝道『環境法判例百選（第2版）』（別ジュリ206号、平成23年）184頁、関根孝道『環境法判例百選』（別ジュリ240号、平成30年）148頁。

(横浜地判平成9・9・3判例地方自治173号73頁)⁽¹²⁸⁾の後、平成17年【158】ムツゴロウ訴訟(ムツゴロウ・ズグロカモメ・ハマシギ・シオマネキ・ハイガイを原告とする諫早湾土地改良事業の差止請求)、平成22年【200】ホトケドジョウ訴訟(落合川に棲息するホトケドジョウを原告とする埋立工事差止請求)、平成23年【205】北川湿地訴訟(北川湿地を原告とする発生土処分場建設事業の差止請求)、平成27年【272】シロクマ訴訟(シロクマを原告に含む電力会社各社に対する公害紛争処理法26条1項の規定に基づく二酸化炭素排出量削減を求める調停申請に対する公害等調整委員会の却下決定の取消訴訟)、平成30年【340】ナキウサギ訴訟(ナキウサギ研究者・ナキウサギの保護活動を行う自然保護団体による国有林野使用許可処分・開発行為許可処分の無効確認訴訟)⁽¹²⁹⁾において、自然物や自然保護団体の原告適格は否定された。

(4) 住民訴訟

地方自治法(昭和22年法律第67号)242条の2の住民訴訟は、昭和23年改正法(法律第179号)でアメリカの納税者訴訟(taxpayers' suit)・市民訴訟(citizens' suit)に倣って採用された納税者訴訟の制度を、昭和38年改正法(法律第99号)で整備のうえ新たに「住民訴訟」の名称を附与したもので、1項1号の差止請求。2号の取消・無効確認請求、3号の怠る事実の違法確認請求、4号の損害賠償・不当利得返還請求がある。住民訴訟は、行政事件訴訟法5条の民衆訴訟に該当し、客観訴訟であることから、主観訴訟である上記(2)抗告訴訟と比べて原告適格が広く認められるため、地方公共団体の財務会計上の行為を統制する手段として広く用いられている。

(a) 差止請求(1号請求)

河川事業に対する地方公共団体の支出の差止請求の事案には、次のようなものがある。【84】【88】誘致企業への工業用水の補助金(秋田県・秋田市。一部認容。なお、

(128) 生田緑地を生息地とするホンダギツネ・ホンダタスキ・ギンヤンマ・カネコトタテグモ・ワレモコウを原告とする地方自治法242条の2第1項1号請求。判旨は、自然物は当事者能力を有さず、住民訴訟の原告適格を有する「住民」には含まれないとして訴えを却下した。

(129) なお、ナキウサギ保護に関しては、平成8年にも自然保護団体が土幌高原道路の建設費差止め住民訴訟を提起したが(朝日新聞平成8年8月27日朝刊「『ナキウサギ守れ』と提訴、大雪山の高原道路建設差止め求める」、大雪山のナキウサギ裁判を支援する会(編)『大雪山のナキウサギ裁判』(緑風出版、平成9年)、道路建設中止により提訴は取り下げられた。

その後の誘致企業から秋田市への請求につき【150】、【89】甲突川河川激甚災害対策特別緊急事業への公金支出差止請求（鹿児島県。不明）、【101】笹ヶ峰ダムの運営協力費（妙高高原町。棄却・却下）、【110】長良川河口堰の建設負担金（三重県。認容）、【116】相模大堰の建設費（神奈川県。棄却・却下）、【126】長良川河口堰の建設負担金（愛知県。原告敗訴）、【159】長良川河口堰の建設負担金（三重県。原告敗訴）、【176】徳山ダムの建設負担金⁽¹³⁰⁾（岐阜県。原告敗訴）、【249】設楽ダムの建設負担金の差止請求（愛知県。原告敗訴）、【250】ハッ場ダムの建設負担金（群馬県。棄却・却下）、【275】内海ダム再開発事業の費用支出（香川県・小豆島町。棄却。なお、取消訴訟につき【259】）、【279】水道用水供給事業への給水料金支出（川崎市。却下・棄却）、【281】ハッ場ダムの建設負担金（千葉県。原告敗訴）、【282】思川開発事業・湯西川ダム・ハッ場ダムの建設負担金（栃木県。原告敗訴）、【283】ハッ場ダムの建設負担金（埼玉県。原告敗訴）、【284】ハッ場ダムの建設負担金（東京都。原告敗訴）、【285】ハッ場ダムの建設負担金⁽¹³¹⁾（茨城県。原告敗訴）、【299】木曾川水系連絡導水路事業の負担金（愛知県。原告敗訴）、【308】前川ダム東線道路改良工事の請負代金支出（上山市。棄却）、【315】路木ダムの公金支出（熊本県。第1審は請求を一部認容したが、控訴審は棄却、最高裁は上告棄却・不受理）、成瀬ダムの建設負担金【317】（秋田県）【318】（横手市）（いずれも原告敗訴）、【348】浅川ダムの建設請負代金支出（長野県。原告敗訴）。

以上のように、1号請求が認められた事案がほとんど存在しない中であって、請求を認容した【315】路木ダム訴訟第1審判決⁽¹³²⁾は異色といえる。

なお、河川以外の水関係の事案では、【229】吉井川沿いのコンポストセンターとの委託契約、【269】雨水滞留施設の建設、【324】泡瀬干潟の埋立、【357】最終処分場の建設についての公金支出差止請求の住民訴訟がある。

(130) その後、原告らは上告したが、平成19年11月30日最高裁第2小法廷は上告棄却・不受理を決定した。朝日新聞平成19年12月1日朝刊「徳山ダム訴訟で上告斥ける決定 最高裁」。

(131) ハッ場ダム【250】群馬住民訴訟、【281】千葉住民訴訟、【282】栃木住民訴訟、【283】埼玉住民訴訟、【284】東京住民訴訟、【285】茨城住民訴訟の特質に関しては、高橋利明「ハッ場ダム住民訴訟——『仮想の大氾濫』でも司法審査をパス（特集・公害環境訴訟の現在）法学セミナー719号（平成26年）16頁、法時86巻6号（平成26年）51頁「小特集：ハッ場ダム訴訟の論点——住民訴訟の新しい視点を探る」参照。

(132) 〔判批〕原島良成・新判例解説Watch19号（平成28年）297頁。

(b) 取消・無効確認請求（2号請求）

河川事業関係の事案で、2号請求の裁判例は見当たらない（【211】については請求の趣旨不明とされている）。

(c) 怠る事実の違法確認（3号請求）

3号請求に関しては、河川に関しては上記（a）1号請求の個所で掲げた裁判例のほか、【133】河川区域の境界を不明瞭にした測量業者に対する損害賠償請求を怠る事実の違法確認請求があるほか、水路に関する裁判例として【302】【306】、取水施設に関する裁判例として【304】【305】がある。

(d) 不当利得・損害賠償請求（4号請求）

4号請求に関しては、上記（a）1号請求の個所で掲げた裁判例のほか、【79】苦田ダム建設の土地買収の協力謝礼金（棄却）、【100】河川の付替えを前提とした私有地の譲渡（棄却）、【146】用地取得者（静岡市）の登記懈怠（棄却）、【147】苦田ダムの建設事業費の貸付金⁽¹³³⁾（棄却）、【170】台風水害原因の調査費用（棄却）、【245】今井川河川改修工事（一部認容）がある。

このほか、水関係の事案には、【58】宝塚市の県営水道負担金支出（棄却）、【203】宮城県が納付した仙台海川国道事務所の敷地取得費用の不当利得返還請求（棄却）、【215】国直轄河川事業負担金（棄却）、【218】河川に隣接する町有地売却（棄却）がある。

(5) 河川事業以外の事業

なお、河川事業以外の水関連事業の裁判例には、以下のものがある。

(a) 土地改良事業

土地改良事業に関する平成期最大の紛争事例は、諫早湾土地改良事業において他にはあるまい（【152】【158】【164】【169】【180】【202】【238】【256】【262】【280】【293】【332】【345】）。

このほか、【140】は、国営川辺川土地改良事業変更計画に対する農業従事者の行政不服審査法・土地改良法87条の3第6項・87条6項に基づく異議申立事例、【168】

(133) その後、原告らは上告したが、平成17年9月22日最高裁第1小法廷は上告棄却・不受理を決定した。朝日新聞平成17年9月23日朝刊（岡山全県）「苦田ダム訴訟、二審判決確定 最高裁、上告を不受理」。

は、新愛知川土地改良事業（永源寺第2ダム建設）に対する土地改良法87条の異議申立事例である。

（b）土地区画整理事業

土地区画整理事業に関しては、【45】中江川沿いの土地につき佐伯市から支払われた清算金決定処分取消請求訴訟がある。

（c）水道事業

水道事業に関しては、【183】河川区域の浄水場用地の目的外使用（水道指定工事店協同組合の事務所使用）不許可処分の取消請求、【214】河川保全区域の上水道用地の購入に対する損害賠償住民訴訟がある。

（d）下水道事業

下水道事業に関する裁判例には、【15】公共下水道の管理者である横須賀市が宅地開発事業者との間で下水道の設置に関する都市計画法32条の協議を行わなかった国家賠償請求（棄却）、【129】終末処理場（都市計画法に基づく都市計画事業）認可の取消請求（棄却）、【151】志登茂川流域の下水道事業浄化センター建設の公金支出差止請求住民訴訟（棄却）、【161】琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センターへの滋賀県の環境対策負担金支出の損害賠償請求住民訴訟（棄却）、【255】浄化槽整備推進事業の公金支出差止請求住民訴訟（棄却）がある。

（e）廃棄物処理施設

廃棄物処理施設の建設に関しては、周辺住民の差止請求・仮処分申請が認められた例（【30】【96】【109】【178】【181】）、事業認定処分の取消請求が認められた例（【171】）もあるが、【142】藤前干潟住民訴訟（名古屋市市の廃棄物処理場用地の購入に対する損害賠償請求住民訴訟）では住民敗訴、【278】では差止請求が棄却され、【294】では産業廃棄物処理施設の譲受許可処分に対する漁業者の取消請求等が排斥され、【326】では清掃工場用地の造成工事への公金支出差止請求住民訴訟が、住民敗訴に終わっている。

その一方で、事業者からの請求として、紀伊長島町水道水源条例事件（【155】規制対象事業場認定処分に対する取消請求、【296】前記判決確定による損害賠償請求）、【297】産業廃棄物処理施設の建設工事続行差止めの仮処分命令の申立人に対して不法行為に基づく損害賠償を請求した事案がある。

(f) ゴルフ場

ゴルフ場の開設に関しては、周辺住民の人格権に基づく差止請求が認容された事案（【102】）と否定された事案（【138】）、森林法10条の2の林地開発許可処分の取消請求・無効確認請求が排斥された事案（【107】【117】【127】【134】）。なお、【120】は都市計画法29条に基づく土地開発許可も得ている）、岩木川河川敷のゴルフ場への補助金支出に対する住民訴訟が排斥された事案（【329】）がある。

(g) 岩石等の採取

採石業者の採石計画の認可（採石法33条）につき、不認可処分の取消裁定申請が排斥された事案がある（【38】）一方、認可の義務づけ訴訟が認容され、漁業者らによる認可の差止請求が排斥された事案がある（【301】）。

このほか、鉱山開発業者の森林法27条1項に基づく保安林解除申請に対する拒否処分の取消請求が排斥された事案がある（【267】）。

(h) 道路事業

道路事業に関しては、室戸市が佐喜浜川の河川敷に実施した道路設置工事に関する損害賠償住民訴訟が棄却された事案（【166】）、堺市の都市高速道路建設への公金支出差止請求住民訴訟が排斥された事案（【253】）、沖縄やんばる地域の林地開設事業への公金支出差止請求住民訴訟が排斥された事案（【266】）がある。

(i) マンション建築

マンション建設関連では、駐車場が都市計画法29条の許可を要する開発行為に当たらないとして行われた建築確認処分の取消請求が認容された事案（【194】）、「広瀬川の清流を保護する条例」の環境保全区域内のマンション建設に関する許可処分の取消請求が排斥された事案（【239】）がある。

(j) 公有水面埋立事業

公有水面埋立に関しては、佐志浜埋立訴訟（【46】【95】【103】）と、藪の浦埋立訴訟（【185】【197】）がある。

(k) その他

以上のほか、徳山ダム建設反対集会のための市施設使用許可の取消処分の執行停止を申し立てた事案（【78】）や、琵琶湖の外來魚駆逐事業の補助金支出差止等請求住民訴訟（【156】）・外來魚再放流禁止義務確認等請求（【167】）がある。

Ⅳ 結語——令和期の河川に関する施策

以上、平成30年余の河川立法・行政・司法の動向を、きわめて概括的にはあるが紹介してきた。

以下では、令和期における河川に関する立法・行政・司法のゆくえについて、いくつか指摘しておきたい。⁽¹³⁴⁾

1 対象論のゆくえ

令和期においては、平成26年水循環基本法（前記Ⅱ 3）において提示された、流域水循環の全体を視野に置いた施策が、本格的に展開してゆくであろう。また、区々分かれていた水と直接・間接に関係する立法・行政も、一部は統合され、あるいは統合されないまでも、これまでのような没交渉の関係から、相互に緊密な連携が図られるようになるであろう。

たとえば下水道事業は、河川法の適用のない普通河川の氾濫による内水被害を防ぐ意味でも、きわめて重要な意味を有しており、しかも、内水被害は、河川への排水不良により発生するものであるから、河川整備と下水道整備は、洪水防止の車の両輪である。

また、本稿冒頭でも触れたように（前記Ⅰ 1（1））、河川法と砂防法と森林法は、そもそも「治水三法」として同時期に制定されたものであるところ（森林法は「緑のダム」の保水力を確保し、砂防法は河川法の守備範囲外の溪流や扇状地における土石流の捕捉を行い、そして、河川法は、森林や溪流から流入してきた表流水を制御する）、今日では、これら三者間の相互連携関係が、当初より希薄化しているように感じられる（平成期の判例を概観した個所で、森林法10条の2の林地開発許可や砂防ダムの国家賠償責任に言及することに、やや違和感を覚えるのは、そのため

(134) なお、令和元年9月5日に日本に上陸した台風15号は、千葉県を中心に甚大な強風被害をもたらした（大規模停電のほか、死者3名、負傷者150名）、19月12日に日本に上陸した台風19号では、952件の土砂災害が発生（台風に伴う土砂災害としては過去最多）、堤防の決壊は国管理河川12箇所、県管理河川128箇所に及び、死者82名、行方不明者5名、住家の全半壊1万8,950棟、住家浸水6万7,378棟という未曾有の大災害となった（災害救助法適用の自治体は、東日本大震災を上回る14都県390市区町村に上った）。「速報：令和元年台風第19号の被害状況等」河川881号（令和元年12月号）2頁。

である)。

まして土地改良事業や土地区画整理事業、都市開発事業を、河川法の視点から捉える発想は、当該事業の側には存在していなかった。しかし、土地改良事業の換地計画・交換分合計画では、用途・地積・土性・傾斜・温度などとともに、水利が従前の土地に照応していることが、換地の要件とされている(土地改良法53条1項2号・102条2項)。また、都市計画においては「河川、運河その他の水路」を都市施設として定めることができる(土地区画整理法11条1項4号、都市計画法11条1項4号)。その一方で、河川法1条の目的規定にいう「河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され」との部分は、堤内地を想定しているのがあって、河川区域内を保全することだけが、河川法の目的ではない。

水循環基本法においては、雨水浸透能力・水源涵養能力との関係で、森林・河川・農地・都市施設等の連携を図るところまで事が運んだ(前記Ⅱ3(3))。令和の時代には、さらに先へと歩みを進めて、農地・農村・都市の安全・利便性・環境の保全と、雨水・地下水・⁽¹³⁵⁾表流水・海域の水の安全・利便性・環境の保全が、一体的に捉えられるようになってくるだろう。

2 方法論のゆくえ

一方、平成20年前半まで顕著であった「治水VS環境」あるいは「ダムVS脱ダム」という対立軸は、平成23年東日本大震災から、翌平成24年第2次安倍晋三政権の「国土強靱化計画」、毎年の豪雨・台風被害によって、次第に変化しているように見受けられる。

(1) 治水のゆくえ

しかし、それは、治水→利水→環境と変転した明治期以降の河川政策の比重が、再び治水へと堂々巡りすることを意味しない。あるいは、脱ダムからダム建設推進へと振り子が揺れ戻すことを意味しない。新規ダム建設を治水対策の中核に据える制度設計に、もはや河川管理者は固執して⁽¹³⁶⁾いない。

(135) 日本の地下水政策に関する最新文献として、千葉知世『日本の地下水政策——地下水ガバナンスの実現に向けて(阪南大学叢書114)』(京大大学学術出版会、平成31年)、福田光治『熊本学としての熊本地下水研究——多様性の視座』(熊日出版、令和元年)。

(136) なお、「ダム」と「緑のダム」の連携による、新たな河川の上流域管理を提言する最新の文

河川管理者の治水政策は、(1)ハード面では、①既設ダムの効率的な運用、②堤防の整備、③遊水地の整備である。このうち、①に関しては、a既設ダムの堤高の嵩上げによる治水容量の増加、bダム操作ルールの見直し、c複数のダム間の連携操作の3つが考えられているが、②に関しては、aスーパー堤防の整備が困難であることから、b決壊までの時間を少しでも引き延ばせる堤防構造を工夫することが考えられている（もっとも、耐越水堤防（アーマ・レビー（armor levee））やフロンティア堤防を考えているのかは不明である）。③に関しても、有効なダムサイトが今や存在しないと同様、遊水地を新たに確保することは困難であり、結局、現在の洪水ハザードマップの浸水想定区域を、事実上の氾濫原とするに任せるしかないようにも見える。

なお、この点との関係で重要となってくるのが、(2)ソフト面での対策である。平成23年東日本大震災以降、「想定外を想定する」重要性が認識されるようになり、洪水ハザードマップから見て取れるように、河川管理者の施策は、「防災（Disaster Prevention）から減災（Disaster Reduction: Disaster Mitigation）へ」と大きく舵を切った。すなわち、①ダムや堤防で洪水を完全に押さえ込むのではなく、②避難方法の確保によって人命を守る一方、③財産被害に関しては補償でカバーする制度設計である

【防災】

【減災】

①洪水調節量 → ①洪水調節量+②避難+③補償

ところで、超過外力なる概念は、河川に関していえば、河川整備基本方針・河川整備計画で定めた基本高水流量の超過を意味するから、かつて「脱ダム」派が主張していたように、基本高水流量を下げてしまえば、①洪水調節量の数字も下がり、その分、②避難と③補償の比重を高くして対処することになる。

だが、このうちの②避難に関しては、令和元年台風19号が、次のような問題を突き付けた。第1は、タイムライン（防災行動計画）の完成度が低い点である⁽¹³⁷⁾。早めの避難を呼びかける態勢は整備されつつあるが、しかし、避難経路が洪水浸水区

献として、虫明功臣＝太田猛彦（監修）・日経コンストラクション（編集）『ダムと緑のダム——凶暴化する水災害に挑む流域マネジメント』（日経BP、令和元年）。

(137) タイムラインの策定に関する最新文献として、「特集：水害から命を守る一人ひとりの避難行動計画～マイ・タイムライン」河川881号（令和元年12月号）4頁。

域になっている場合には、さらに早期の避難行動を促すといった細やかな対応が必要となる。また、自動車による避難が実は非常に危険である（しかも、判例によれば、保険による補償も期待できない。前記Ⅲ 2（1）（b））ことに関する危機意識が希薄である。第2は、洪水ハザードマップに記載されている避難場所が不適切ないし不十分な点である。令和元年5月公表の「江戸川区水害ハザードマップ」⁽¹³⁸⁾は、表紙の「ここにはダメです」というショッキングな言葉で話題を呼んだが、「浸水のおそれがないその他の地域へ」とある「千葉方面」「茨城方面」「埼玉方面」「東京西部方面」「神奈川方面」の浸水の外にある避難場所は用意されていない。

一方、③補償に関しても、補償の方法に関する問題がある。国家賠償法による補償に関しては、「大東基準」が生きている限り期待できないうえ（前記Ⅲ 2（2））、仮に計画高水流量を下げるとなれば、救済の余地はさらに狭まる。かといって、洪水のすべてを激甚災害に指定することもできないから、結局、各自の日常の出費において水害保険をかけておくしか方法はないように見える。⁽¹⁴⁰⁾

（2） 利水のゆくえ

だが、昨今の水害被害ばかりに目を奪われていると、地球温暖化によるもう1つの問題を見逃すこととなる。それは東日本の積雪の現象による減少の危険の増大である。治水に関する教訓を踏まえて、利水に関して早期の備えが望まれる。

(138) 毎日新聞令和元年11月12日東京朝刊「台風19・21号：台風『車中死』30人 避難や帰宅途中19号から1か月」によれば、台風19号・21号の影響で死亡した103名（水害による犠牲者72名）のうち、車で移動中の被災者数は30名を占めるという。

(139) https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e007/bosai/kanrenmap/n_hazardmap.html

(140) 近藤卓也「近時の動向にみる水害訴訟の限界（小特集：水害リスクをめぐる法的仕組みの現況と課題）」法時91巻8号（令和元年）87頁は、「そもそも国賠法は人災を対象とした救済制度であるから、人知を超えた天災に対応できるものではない。この点につき、諸外国においては土地利用規制とリンクした水害保険などによって防災・減災と救済が図られていることを最後に指摘して、本稿を閉じたい」と結んでいる。さらに、法時91巻12号（令和元年）54頁「小特集：続・洪水リスクをめぐる法的仕組みの現況と課題」も参照。